

第6回 大和川流域水害対策協議会

日 時：令和7年1月28日（火）

14:00～15:30

場 所：奈良ロイヤルホテル

鳳凰の間

次 第

1. 開 会

2. 流域水害対策計画の実施に係る取組状況等の共有

1) 大和川（国管理区間）における河川事業の整備状況
(大和川河川事務所)

資料 1

2) 大和川流域における雨水貯留浸透施設等の整備状況
(奈良県)

資料 2

3) 奈良県平成緊急内水対策事業の整備状況
(奈良県)

資料 3

3. 流域水害対策計画の実施に係る検討

1) 土地利用対策（区域の指定）について
(奈良県)

資料 4

2) 雨水貯留浸透施設整備計画の認定と財政支援
(奈良県)

資料 5

4. 閉 会

令和6年度 大和川流域水害対策協議会 名簿

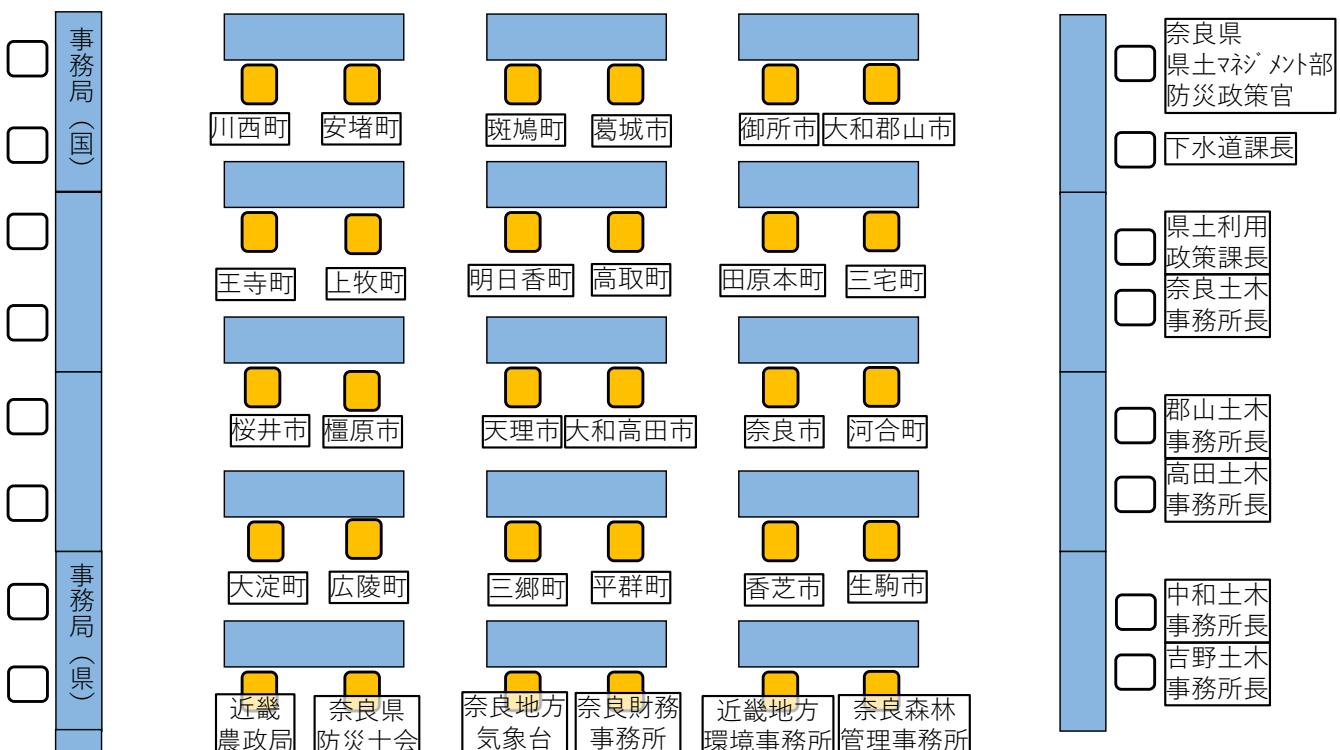
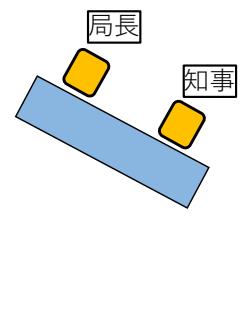
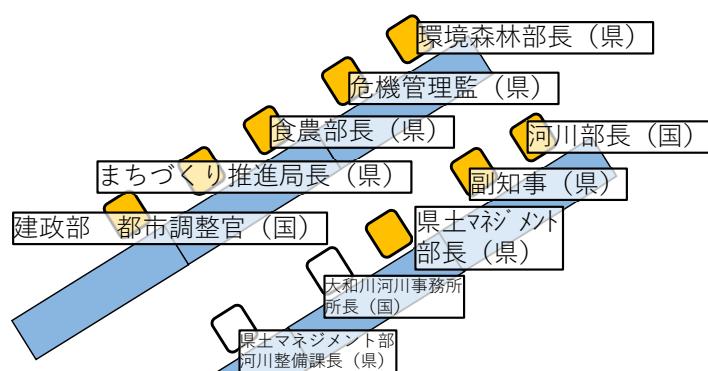
機 関	役 職	氏 名
奈 良 県	知 事	山下 真
	副知事	清水 将之
	総務部長	欠席
	危機管理監	尾崎 俊之
	環境森林部長	野田 純一
	食農部長	乾 新弥
	県土マネジメント部長	安井 広之
	まちづくり推進局長	【代理】まちづくり推進局次長 竹林 義之
奈 良 市	市 長	【代理】建設部長 田上 智弘
大 和 高 田 市	市 長	【代理】環境建設部長 作田 敦嗣
大 和 郡 山 市	市 長	上田 清
天 理 市	市 長	【代理】建設部長 井上 典正
橿 原 市	市 長	【代理】都市マネジメント副部長 楠原 章央
桜 井 市	市 長	【代理】都市建設部長 森井 俊博
御 所 市	市 長	【代理】産業建設部長 波左間 勝也
生 駒 市	市 長	【代理】建設部長 米田 尚起
香 芝 市	市 長	【代理】都市創造部長 津本 和也
葛 城 市	市 長	阿古 和彦
宇 陀 市	市 長	欠席
平 群 町	町 長	【代理】副町長 植田 充彦
三 郷 町	町 長	【代理】環境整備部長 安井 規雄
斑 鳩 町	町 長	中西 和夫
安 堵 町	町 長	西本 安博
川 西 町	町 長	小澤 晃広
三 宅 町	町 長	森田 浩司
田 原 本 町	町 長	高江 啓史
高 取 町	町 長	中川 裕介
明 日 香 村	村 長	森川 裕一
上 牧 町	町 長	今中 富夫
王 寺 町	町 長	平井 康之
広 陵 町	町 長	【代理】副町長 松井 宏之
河 合 町	町 長	森川 喜之
大 淀 町	町 長	【代理】副町長 米田 学
近畿地方整備局	局 長	長谷川 朋弘
	河川部長	常山 修治
	建政部長	【代理】都市調整官 星野 久史
近畿農政局	農村振興部長	【代理】農村振興部・洪水調節機能強化対策官 坂本 英利
近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所	所長	中井 昌之
近畿地方環境事務所	所長	欠席
近畿財務局 奈良財務事務所	所長	七里 新
奈良地方気象台	台長	森永 裕幸
特定非営利活動法人 奈良県防災士会	理事長	末田 政一

第6回 大和川流域水害対策協議会 配席図

令和7年1月28日 奈良ロイヤルホテル（鳳凰の間）

スクリーン

凡例
委員



記者席

記者席

記者席

記者席

傍聴者席

傍聴者席

傍聴者席

速記席

傍聴者席

大和川(国管理区間)における河川事業 の整備状況

令和7年1月28日
大和川河川事務所



すみずみで守る、
を主流に。
どこよりもつよい流域治水とともに

※資料中の事業内容やデータについては現時点のものであるため今後変更になる場合がございます。

令和6年6月洪水の出水概況

- 6月17日から、梅雨前線の北上に伴い、南からは非常に暖かく湿った空気が強く流れ込み、大和川流域においても激しい降雨がもたらせられた。
- 大和川流域では、最大1時間降水量は14mm～25mmの激しい雨が降り、柏原上流流域平均累加雨量で103.2mmに達した。

斑鳩町三代川付近



安堵町笠目付近

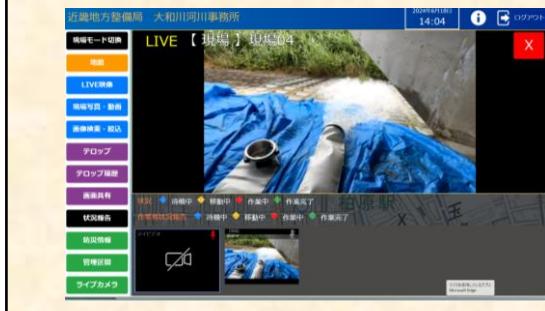


現地のポンプ車の様子



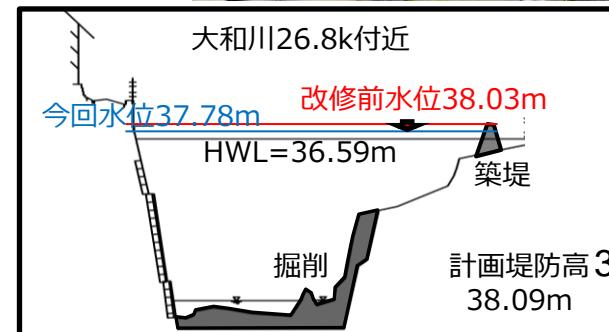
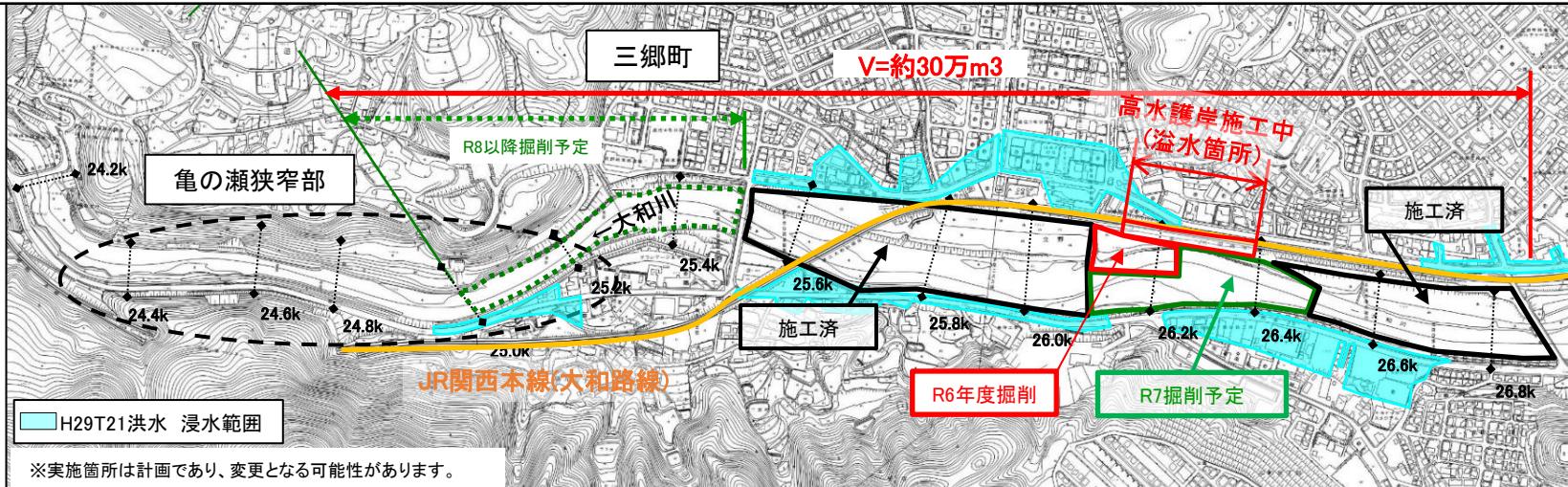
↓ JACICクラウド経由の映像共有

災害対策本部にてリアルタイムでの情報把握



立野・藤井地区 整備状況

- 大和川水系では、立野・藤井地区の流下能力向上のため平成30年度から河道掘削工事等（約30万m³）を実施中。
- 令和5年6月梅雨前線による大雨では、平成30年以降、3か年緊急対策等を活用して実施した河道掘削（14万m³）により、大和川中流の藤井地点周辺（河口から27.0km地点）において、約0.3mの水位低下効果が発現。
- 今後継続して掘削及び堤防が整備されることで、JRの浸水被害を解消し、鉄道運休を回避できる見込み。

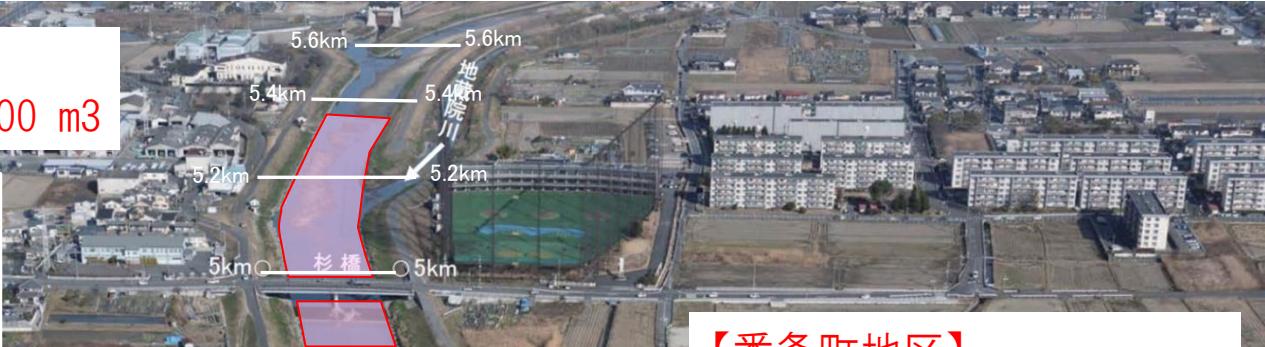


維持掘削（杉町地区・番条町地区）

R7年度実施予定箇所

【杉町地区】

土砂掘削： $V=$ 約1,200 m³



【番条町地区】

土砂掘削： $V=$ 約1,200 m³



※実施範囲は今後変更となる可能性あり

保田遊水地 整備状況

完成イメージ図



遊水地底盤張りコンクリート工事中



窪田遊水池 整備状況

完成イメージ図



遊水地東側



遊水地西側



貯留機能保全区域への排水支援

○貯留機能保全区域に指定された奈良県川西町唐院地区で、排水ポンプ車による実排水訓練を実施いたしました。
併せて、その貯留機能をいち早く回復するため大和川河川事務所で検討している排水作業準備計画の説明を行いました。

- ・実施日時 令和6年12月23日
- ・実施場所 川西町保田地先 内水調整池
- ・参加人数 15名（川西町ほか）
- ・主な内容 排水ポンプ車・排水作業準備計画の説明
内水調整池から飛鳥川への排水訓練



- 流域治水を自分事化し、水害対策等への当事者意識を持っていただけるように、流域治水の動画・模型などを用いて啓発イベントを流域内で開催。
- 令和6年8月4日、5日には奈良県大和郡山市のイオンモール大和郡山で啓発イベントを実施し、2日間で約600人が参加。
- 令和6年10月27日にも、イオンモール大和郡山で開催される防災イベントへブースを出展。

～みんなで見る・感じる・知る・作ろう 大和川の流域治水～

【開催概要】

- 令和6年8月4日(日)～5日(月) 10:00～18:00
- イオンモール大和郡山 1階 北小路コート
- 一般参加：599人
- 流域治水の紹介動画、模型実験、大和川流域番地、マイタイムライン作成

～みんなでやろう～大和川の流域治水～

【開催概要】

- 令和6年10月27日(日) 10:00～16:00
- イオンモール大和郡山 2階 イオン前
- 模型実験、マイタイムライン作成、防災意識アンケート



流域治水の紹介動画



流域治水模型での実験

スタンプラリー

奈良県の大和川流域を立体的に表した模型で、流域治水対策を視覚的に体験してもらいました



大和川流域番地

流域のどこにいるのか分かるサイト(大和川流域番地)で、お住いの近くの川の名前と大和川とのつながりを知ってもらいました

各ブースで流域治水について学んでいただき、スタンプラリーを回った方に、流域治水グッズを進呈



流域治水グッズ



マイタイムライン(避難計画)の作成

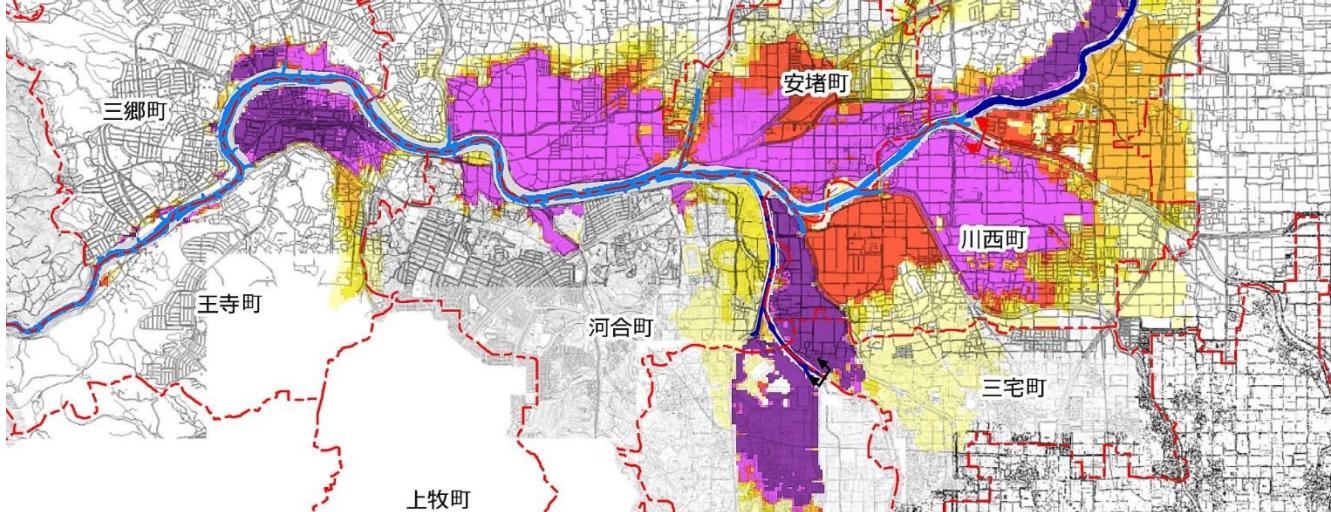


動物のイラストを用いた
防災意識アンケート

リスクコミュニケーションの充実

○災害時における関係機関及び住民との避難行動の判断に必要な河川水位に関する迅速な情報提供・収集に向けた取組等について推進することとしており、大和川河川事務所では、リスクマップの公表、減災対策協議会における関係機関との情報共有、マイタイムライン作成支援などを推進。

リスクマップの公表 (R6.3.29公表)



奈良県域減災対策協議会の開催



田原本町にお住まいの住民を対象にした、 マイ・タイムライン講習会 (R6.9)



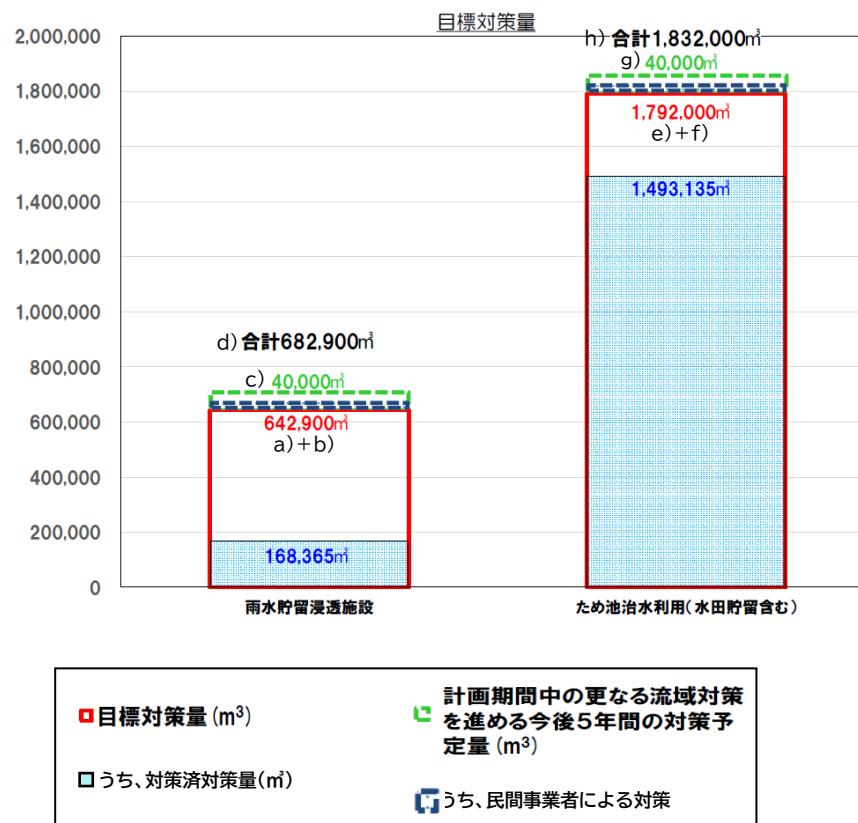
要配慮者利用施設の避難訓練 に係る講習会 (R6.12)

大和川流域における 雨水貯留浸透施設等の整備状況

令和7年1月28日
奈 良 県

2-1. 大和川特定都市河川流域における目標対策量

- ◆ 昭和57年の大和川大水害を契機に、大和川流域を洪水被害から守るため、県と市町村で流出抑制に取り組むことに合意し、昭和60年7月に「流域整備計画(p.2参照)」を策定
- ◆ 令和3年12月に特定都市河川の指定を受け、令和4年5月に「大和川流域水害対策計画」を策定し、目標対策量を雨水貯留浸透施設で68.29万m³、水田貯留を含むため池の治水利用で183.2万m³とした。

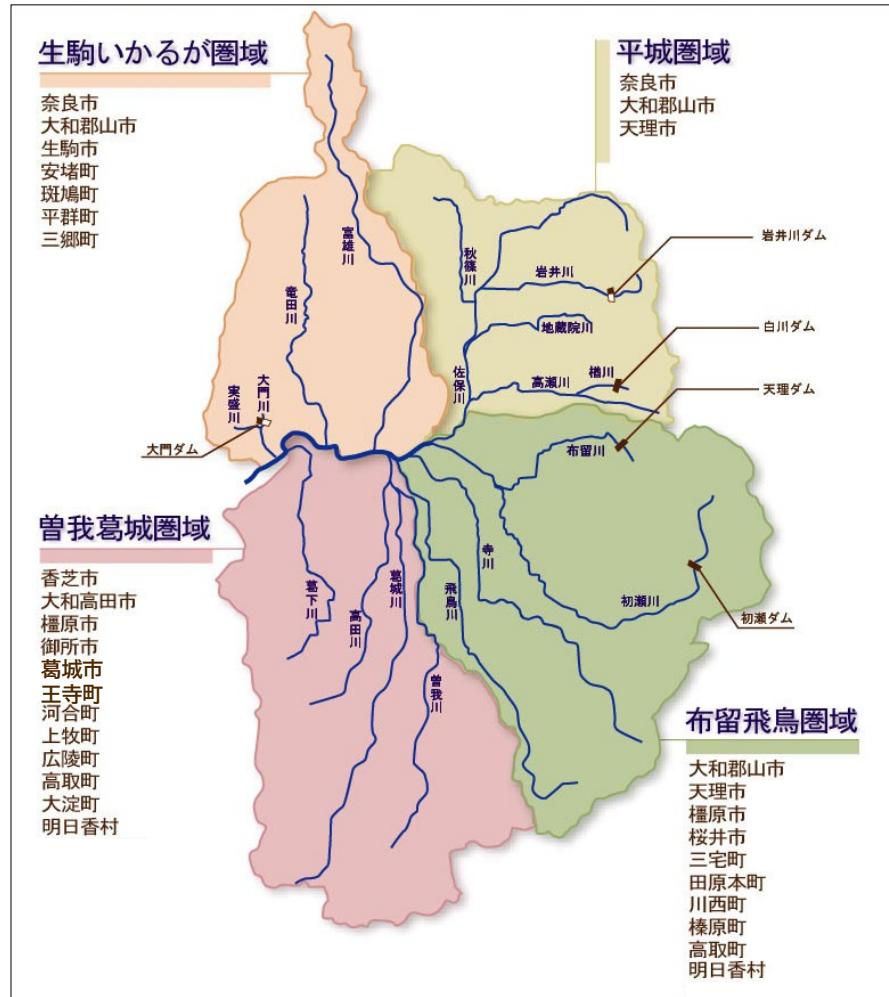


大和川流域水害対策計画における対策量	雨水貯留浸透施設	ため池治水利用(水田貯留含む)
①大和川流域総合治水対策の「流域整備計画」で定められた対策量	a) 11.9 万m ³	e) 170 万m ³
②「奈良県平成緊急内水対策事業」で定められた対策量	b) 52.39万m ³	f) 9.2万m ³
③計画期間中の更なる流域対策を積極的に進める今後5年間の対策予定期量(民間事業者による対策含む)	c) 4.0 万m ³	g) 4.0万m ³
合 計	d) 68.29万m ³	h) 183.2万m ³

大和川流域水害対策計画における雨水貯留浸透施設の整備及びため池の治水利用による目標対策量

2-2. 大和川流域総合治水対策の「流域整備計画」で定められた対策量

◆流域整備計画では、奈良県と市町村をあわせて約180万m³の貯留対策に取り組むことになっている。(最小必要量)



奈良県と市町村の流域対策の最小必要量

機関名	雨水貯留浸透施設対策量 (m ³)	ため池治水利用対策量 (m ³)	機関名	雨水貯留浸透施設対策量 (m ³)	ため池治水利用対策量 (m ³)
奈良市	14,610	310,500	斑鳩町	1,630	29,700
大和高田市	3,790	18,300	安堵町	540	9,400
大和郡山市	5,410	71,700	川西町	810	6,700
天理市	3,520	65,700	三宅町	270	3,000
橿原市	6,770	40,200	田原本町	2,440	29,700
桜井市	5,140	30,300	高取町	1,080	18,900
御所市	4,060	48,900	明日香村	540	15,900
生駒市	5,410	62,700	上牧町	1,350	21,600
香芝市	2,710	55,300	王寺町	1,350	21,600
葛城市	1,890	40,000	広陵町	1,900	32,400
平群町	1,350	20,700	河合町	1,350	19,500
三郷町	1,080	25,800	大淀町	-	1,500
			小計	69,000	1,000,000
			奈良県	50,000	700,000
			合計	119,000	1,700,000

合計 181.9万m³

附則 1 今後早急に検討するものについては、成案が出来次第、

実施要領の変更により、具体的な内容を組み込むものとす

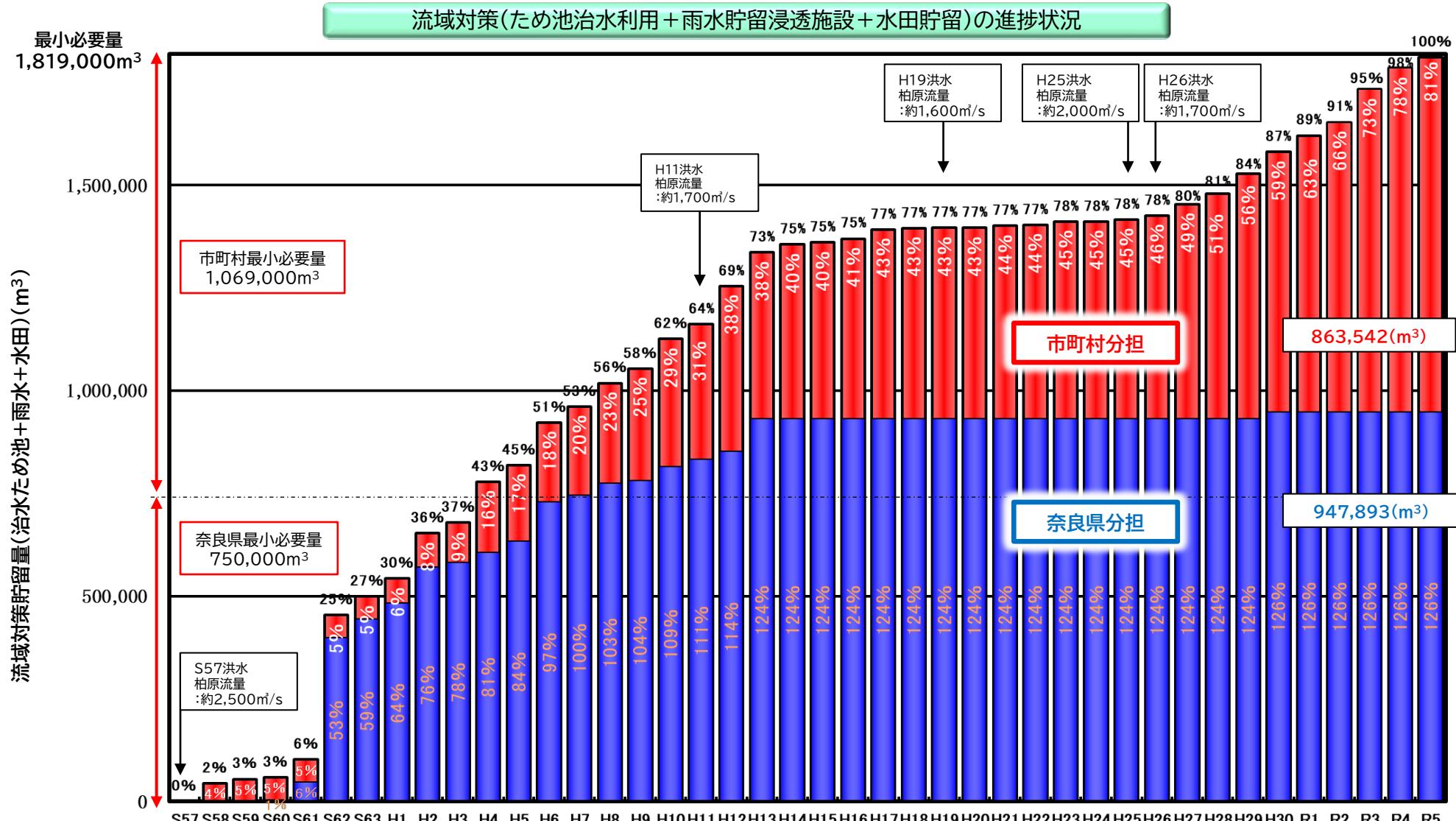
る。

附則 1 今後早急に検討するものについては、成案が出来次第、
実施要領の変更により、具体的な内容を組み込むものとす
る。

【 大和川流域整備計画実施要領を一部改変して引用 】

2-3. 大和川流域総合治水対策の「流域整備計画」で定められた対策量の進捗状況

- ◆ 令和6年3月末時点で、最小必要量の100%を達成
- ◆ 県は126%を達成、市町村は81%の達成にとどまっているものの、近年、市町村の対策率も伸びている



2-4. 直近一年の進捗状況(前回報告時からの進捗率)

- ◆ 大和郡山市、葛城市、上牧町、平群町、広陵町が新たに「雨水貯留浸透施設」「ため池治水」などの「貯める対策」を実施
 - ◆ その結果、市町村全体の対策率は昨年度と比べて78%から81%に増加
 - ◆ 一方、対策率が伸び悩む市町もあり、浸水被害の軽減に向けて引き続き貯める対策の推進が必要

市町村名	[C] 最小必要量 (m3)	ため池+雨水貯留+水田 (R5.3)		ため池+雨水貯留+水田 (R6.3)		過年度未計上量	直近一年の増加量 B-A	直近一年の進捗率 (B-A)/C×100
		[A] 対策済量	対策率 (%)	[B] 対策済量	対策率 (%)			
奈良市	325,110	110,594	34.0	110,594	34.0			
大和高田市	22,090	27,812	125.9	27,812	125.9			
大和郡山市	77,110	60,642	78.6	61,130	79.3		488	0.6
天理市	69,220	46,575	67.3	46,575	67.3			
橿原市	46,970	54,294	115.6	54,294	115.6			
桜井市	35,440	16,444	46.4	16,444	46.4			
御所市	52,960	32,810	62.0	32,810	62.0			
生駒市	68,110	75,170	110.4	71,768	105.4		-3,402	-5.0
香芝市	58,010	38,607	66.6	38,607	66.6			
葛城市	41,890	50,289	120.1	61,977	148.0	5,688	6,000	14.3
平群町	22,050	41,021	186.0	42,029	190.6		1,008	4.5
三郷町	26,880	46,396	172.6	46,396	172.6			
斑鳩町	31,330	27,689	88.4	27,689	88.4			
安堵町	9,940	37,076	373.0	37,076	373.0			
川西町	7,510	8,458	112.6	8,458	112.6			
三宅町	3,270	7,520	230.0	7,520	230.0			
田原本町	32,140	40,810	127.0	44,810	139.4	4,000		
高取町	19,980	15,216	76.2	15,216	76.2			
明日香村	16,440	16,423	99.9	16,423	99.9			
上牧町	22,950	11,450	49.9	20,024	87.3		8,574	37.1
王寺町	22,950	23,814	103.8	23,814	103.8			
広陵町	34,300	16,440	47.9	20,466	59.7	3,200	826	2.4
河合町	20,850	25,610	122.8	25,610	122.8			
大淀町	1,500	6,000	400.0	6,000	400.0			
小計	1,069,000	837,160	78.3	863,542	80.8	12,888	13,494	1.3
奈良県	750,000	947,893	126.4	947,893	126.4			
合計	1,819,000	1,785,053	98.1	1,811,435	99.6			

凡例(ため池+雨水貯留+水田)

- 対策率:25%以上50%未満
- 対策率:50%以上100%未満
- 対策率:100%以上

凡例(取組状況)

予定なし	当面、検討の予定がないもの
検討予定	具体的な候補地は決まっていないが、今後、検討を行っていく予定のもの
検討中	具体的な候補地が決まり、関係者と調整中または日々、調整を行う予定のもの
実施中	工事中または設計中 (関係者と概ね合意済み)
	対策率100%を超えている場合
○	事業完了や方針変更により取組状況に変化があったもの
○	状況が次の段階に進んだもの

2-5. ため池治水利用の事例紹介と今後の進め方

(1) ため池の治水利用について

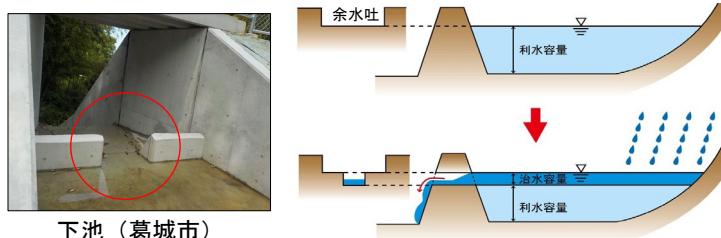
- 利水者（農家）の協力を得て、ため池の利水容量の一部を治水容量に転換
- ため池の放流口を小さくする（オリフィスの設置や余水吐の改良等）ことで、ため池の上流域に降った雨水を「ため池」に一時貯留し流出量を低減させ、下流河川や水路の氾濫を抑制（まちの中の小さなダムであり、大きな治水効果が期待できる）



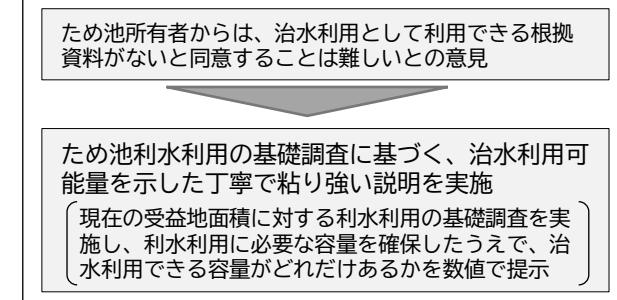
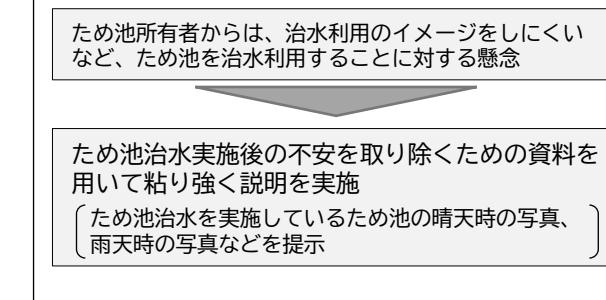
【放流口（オリフィス）の設置】



【余水吐への切り欠き】



(2) 令和5年度の取組事例



(3) ため池の治水利用推進の課題と今後の進め方

【課題】

- ため池の治水利用のイメージが分からず同意が得にくい
- 利水に必要な貯留量が分からぬため、治水転用に同意が得にくい
- 治水利用の必要性などを説明するのに苦慮
- 粘り強い交渉が必要になるが、職員が不足
- ため池の管理者（水利組合等）の減少・高齢化により維持管理が負担
- ため池老朽化対策工事に併せて治水利用を進めているが、地元負担も伴い事業が進んでいない
 - 治水利用を進めるには取組のインセンティブになるような制度が必要

【今後の進め方】

- 希望する市町村に対し、県が効果検証などの技術支援を実施
- ため池改修（修繕）を行う場合は、治水利用を前提に地元と協議
- 治水利用を行うため池については、改修整備にかかる地元負担軽減策を検討

奈良県平成緊急内水対策事業の整備状況

令和7年1月28日
奈 良 県

3-1. 奈良県平成緊急内水対策事業の概要

【奈良県平成緊急内水対策事業】

○内水による家屋の床上・床下浸水被害解消のため、100年に1度の大暴雨にも耐えるべく必要な貯留施設等を適地に整備する事業

【事業進捗状況】

○平成30年 奈良県平成緊急内水対策事業を開始(適地選考委員会で 19地区 21箇所 を選定)

○令和元年 100年に1回の確率で発生しうる規模の降雨に対する対策の検討を開始(適地選考委員会で 19地区 39箇所 を選定)
⇒ 14地区21箇所で事業化が行われ、そのうち、5地区 6箇所が完成(令和6年12月末時点)

【事業の推進に向けて】

○事業進捗の「見える化」を図り、地域の理解を促進(各地区における進捗状況の見える化、整備効果の共有)

○県が積極的に市町を支援し、事業進捗を後押し(技術的支援や財政的支援)

これまでに完成した施設

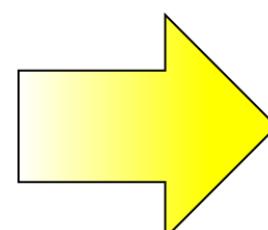
- 大和郡山市 北郡山地区
 - ・小川町調整池
- 天理市 庵治町地区
 - ・庵治池
- 御所市 今住地区
 - ・今住流域貯留施設
- 田原本町 阪手地区
 - ・社会福祉協議会駐車場等雨水貯留施設
 - ・旧県水資源置場雨水貯留施設
- 三郷町 勢野東5地区
 - ・惣持寺調整池

【進捗状況(全体)】

平成30年
19地区 21箇所 (13市町)



1/10 降雨



令和6年
19地区 39箇所 (13市町)



計画容量
624,380m³
(60%)

事業化容量
340,730m³
(33%)

【課題】

1/100容量未確保 (12地区 10市町)

⇒ 適地検討

必要容量確保のため、1/100の必要性の理解と
新たな事業地の確保に向けた検討

【課題】

事業未着手

(5地区 12箇所 4市町)

⇒ 予備設計・用地測量

事業着手にあたっての課題抽出を行い、県が
市町を支援

事業中

(14地区 21箇所 14市町)

⇒ 詳細設計・用地買収・工事

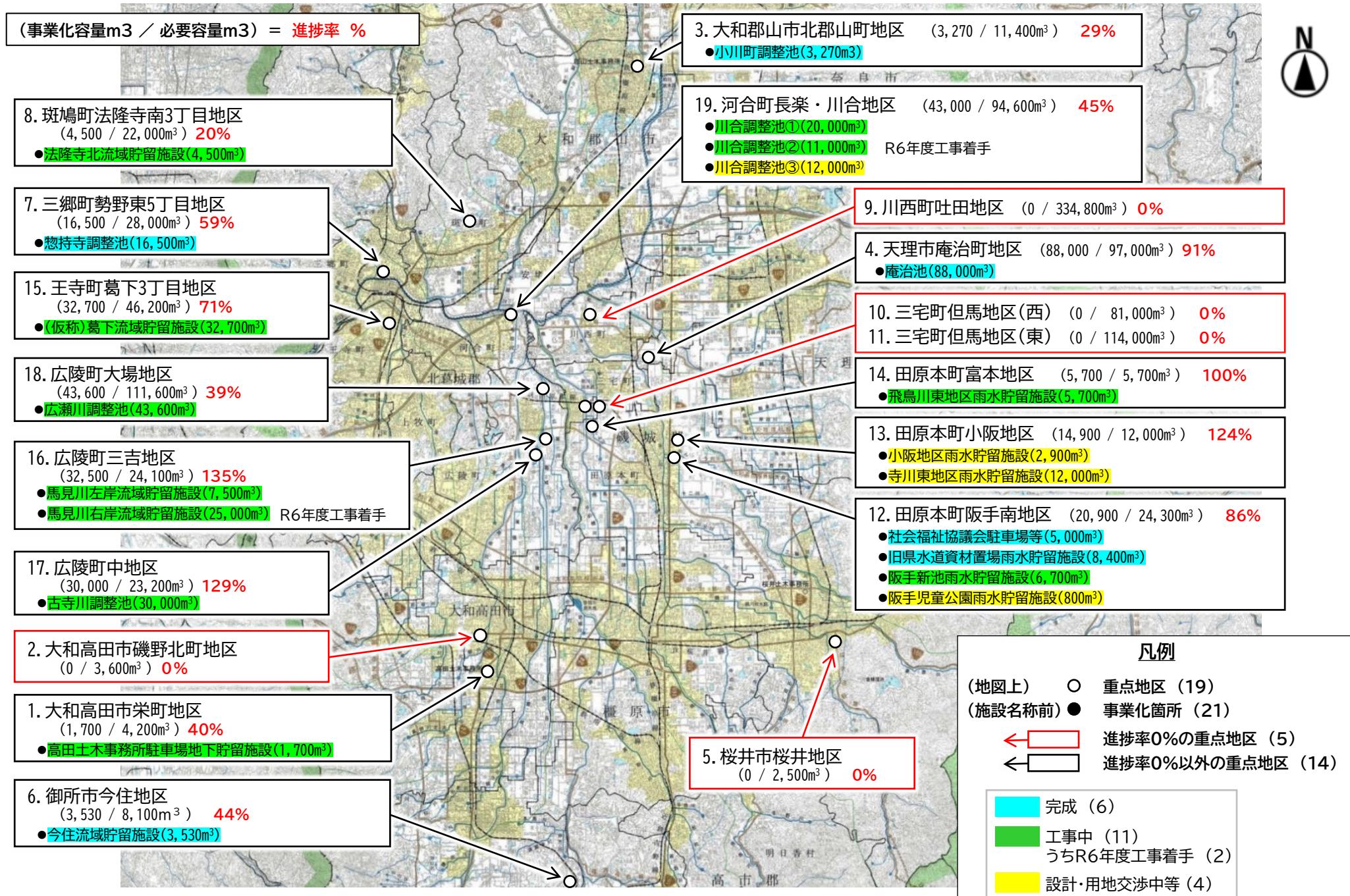
早期完了を目指し、円滑な事業を推進

完成容量
124,700m³ (8.4%)

(5地区 6箇所 5市町)

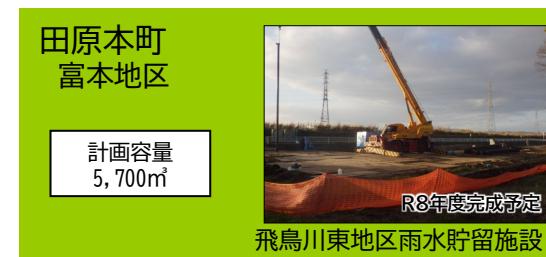
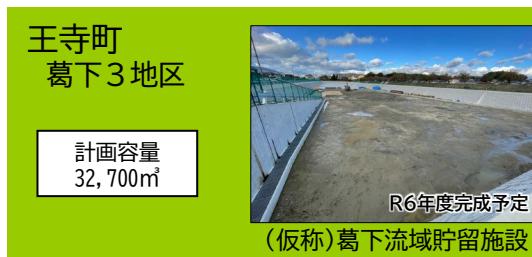
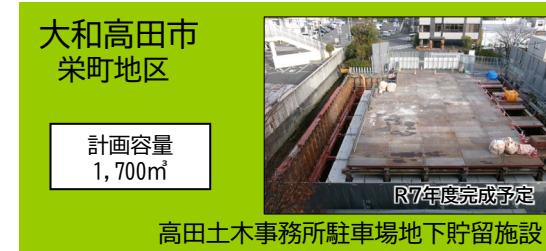
1/100 降雨

3-2. 奈良県平成緊急内水対策事業 位置図



3-3. 奈良県平成緊急内水対策事業の進捗状況

- 前回の大和川流域水害対策協議会(R6.1)以降、庵治池(天理市庵治町地区)と惣持寺調整池(三郷町勢野東5地区)が完成(計6箇所が完成)
- 現在、7市町(大和高田市、天理市、三郷町、斑鳩町、田原本町、王寺町、広陵町)の10地区15箇所で貯留施設の整備を実施中



市町名	重点地区名	施設名	事業化容量 (供用済を含む)		計画容量	必要容量	進捗率		進捗状況			
			施設容量 m ³	地区容量 m ³			m ³	1/100	計画容量に 対する割合 %	必要容量に 対する割合 %	設計・用 地交渉中	工事中
			①	②	③	④	(2)/(3)	(2)/(4)				
大和高田市	①栄町	高田土木事務所駐車場地下貯留施設	1,700		1,700	10,200	4,200	17%	40%	○		
	②磯野北町				0	2,000	3,600	0%	0%			
大和郡山市	③北郡山町	小川町調整池	3,200		3,200	3,800	11,400	84%	28%			○
天理市	④庵治町	庵治池	88,000		88,000	88,000	97,000	100%	91%			○
桜井市	⑤桜井				0	14,100	2,500	0%	0%			
御所市	⑥今住	今住流域貯留施設	3,530		3,530	3,530	8,100	100%	44%			○
三郷町	⑦勢野東5	惣持寺調整池	16,500		16,500	16,500	28,000	100%	59%			○
斑鳩町	⑧法隆寺南3	法隆寺北流域貯留施設	4,500		4,500	4,500	22,000	100%	20%	○		
川西町	⑨吐田				0	54,000	334,800	0%	0%			
三宅町	⑩但馬(西)				0	35,800	81,000	0%	0%			
	⑪但馬(東)				0	71,200	114,000	0%	0%			
田原本町		社会福祉協議会駐車場等雨水貯留施設	5,000									○
		旧県水資源整備雨水貯留施設	8,400									○
		阪手新池雨水貯留施設	6,700		20,900	13,750	24,300	152%	86%		○	
		阪手児童公園雨水貯留施設	800									○
	⑬小坂	小坂地区雨水貯留施設	2,900		14,900	19,900	12,000	75%	124%	○	○	
田原本町	⑭富本	飛鳥川東地区雨水貯留施設	12,000									○
			5,700		5,700	5,700	5,700	100%	100%	○		
王寺町	⑮葛下3	(仮称)葛下流域貯留施設	32,700		32,700	32,700	46,200	100%	71%	○		
広陵町	⑯三吉	馬見川左岸流域貯留施設	7,500		32,500	32,500	24,100	100%	135%	○		
		馬見川右岸流域貯留施設	25,000									○
河合町	⑰中	古寺川調整池	30,000		30,000	30,300	23,200	99%	129%	○		
	⑱大場	広瀬川調整池	43,600		43,600	113,000	111,600	39%	39%	○		
	⑲長楽・川合	川合右岸農地	20,000									○
13市町		川合左岸農地1	11,000		43,000	72,900	94,600	59%	45%	○	○	
		川合左岸農地2	12,000									
	13市町	19地区				340,730	624,380	1,048,300		4箇所	11箇所	6箇所

凡例

完成済

施工中

凡例

25%未満

50%未満

100%未満

100%以上

3-4. 取り組み事例の紹介

天理市 廪治池(おうじいけ)

令和6年5月完成

県内初

▶ 治水専用ため池が誕生！ため池を活用した新たなスキーム

農 家

- 吉野川分水による農業用水の確保
- 受益地(農地)の減少
- ため池の維持管理の負担感の増大



行政

- 天理市議会水害対策委員会において浸水対策を議題に協議を実施
 - 二階堂校区浸水対策プロジェクト会議(天理市、住民、奈良県)を通じ、庵治町での浸水対策を議論・検討
→ プロジェクト会議の委員である庵治町自治会から庵治池の活用の提案
- 提案を受け、奈良県が治水効果の検証を行い、その効果を確認

新たなスキーム

天理市がため池の無償借地を受け、治水専用のため池として活用へ

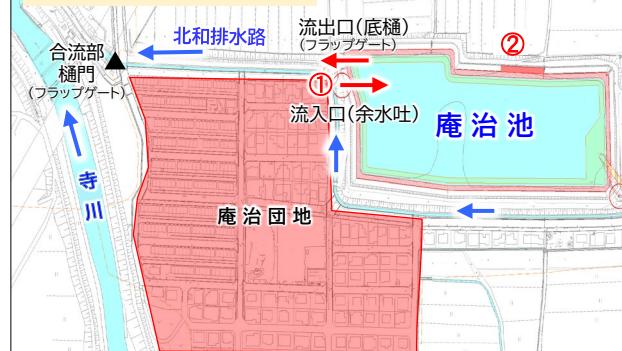
- ・「ため池所有者(維持管理が負担になっている)」と「自治体(治水機能を確保したい)」の思いがマッチング
- ・市と地元が連携した浸水被害の解消に向けて、農業用ため池から治水ため池への新たな取組

【位置図】



【施設の概要】

- ・貯留量 88,000m³
- ・令和6年5月完成

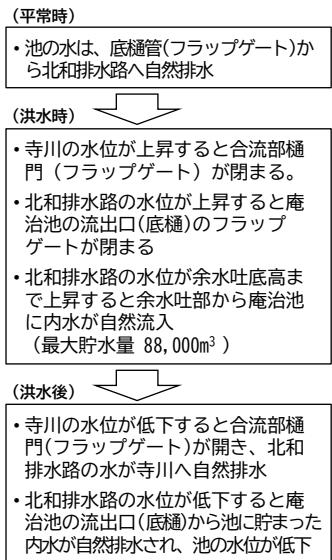


【整備効果】

10年に1回程度起きる大雨(10年確率降雨規模)において、
浸水被害が解消



対策後



▶ 大規模な地下貯留施設が完成しました！

【位置図】



【整備効果】

平成29年10月の台風21号(雨量)で、惣持寺地区で発生する浸水被害が解消



▶ 奈良県生駒郡三郷町勢野東（惣持寺地区）では、支川に家屋が連なっており、大和川の水位上昇に伴い支川の樋門を閉鎖することで内水が発生

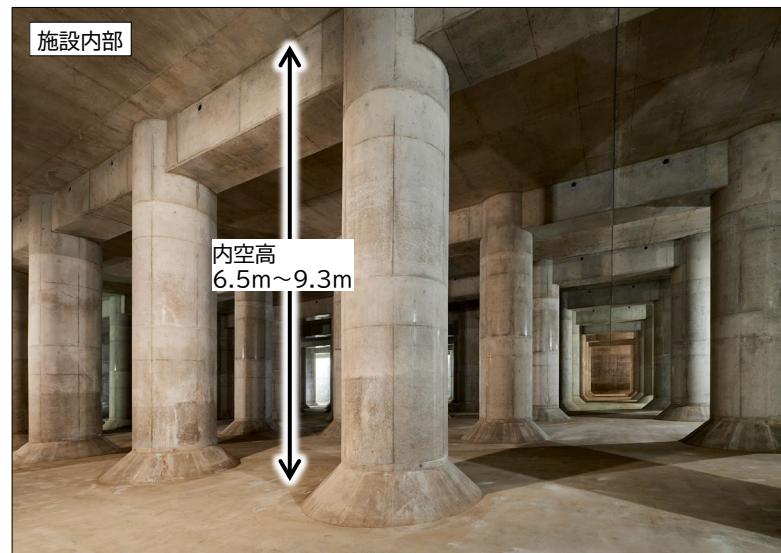
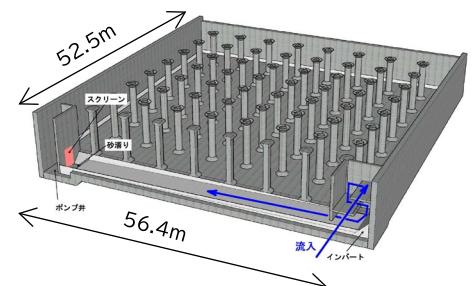
▶ 平成25年、平成26年で連続して浸水被害が発生しており、平成26年には床下浸水が3戸発生。また、H29年10月の台風21号では、床上11戸、床下14戸の浸水被害が発生

平成29年 台風10号による浸水被害の状況

【施設の概要】

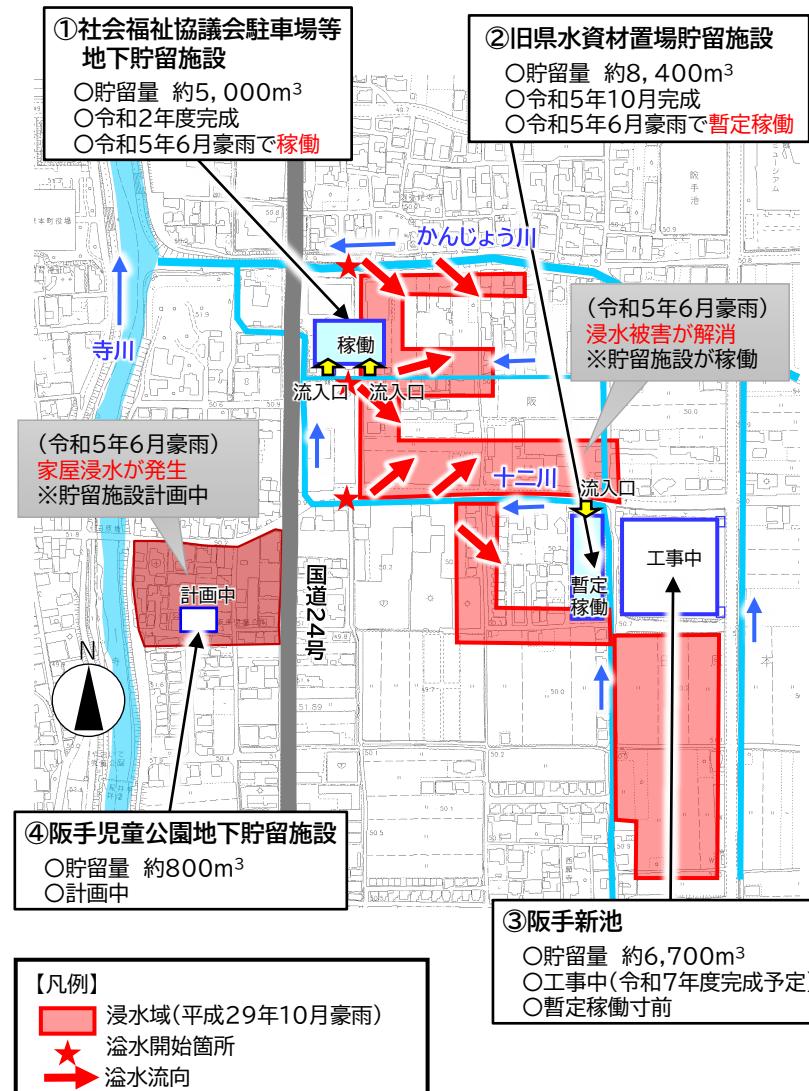


施工状況

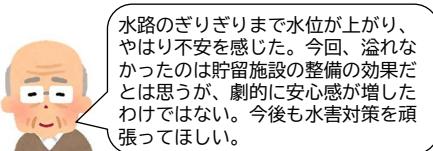
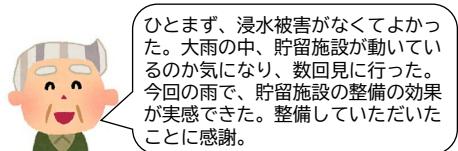


田原本町の取り組み(阪手地区)

▶ 令和5年6月豪雨では内水被害が解消！



周辺住民の声（6月2日降雨の後／田原本町による聞き取り）



社会福祉協議会駐車場等雨水貯留施設

令和3年3月完成

▶ 施設の公開等を通じて流域治水を自分事化

- 田原本町では、流域治水の先進地として、地下貯留施設の完成後、地元の小学生などへの施設公開や多くの自治体の視察受入など、流域治水への意識向上に尽力
- また、施設の完成後も、流入口の改良を行うなど、町の職員自らが貯留効果を高めるための検証や創意工夫を継続的に実施

(田原本町コメント)

流域治水の取り組みは、自治体間の格差が大きくなるなどの課題が浮彫りになっていることから、流域のあらゆる関係者が協力して水害対策に取り組んでいけるように、引き続き、協議会での発信や現場視察会を通じた働きかけを積極的に展開していきます

【施設の公開】



施設見学後に寄せられたコメント



大雨が降ったときに自動で機械が動くことと、たくさんの工夫がされていることがすごいと思いました。水害が少なくなるってほしいと思います。

(地元小学校の生徒)



私が一番心に残っていることは、滝のように水が流れてきたことです。想像以上に迫力があり、びっくりしました。とても勉強になり、面白かったです！

(地元小学校の生徒)



町で積極的に内水対策を行い、さらに施設公開や効果検証などの取組はとても参考になった。このような取組が広がるよう本県でも取り組んでいきたい。

(他府県の職員)

社会を支える土木施設であるインフラを観光資源として活用するインフラ体験ツアーを開催（国、大阪府、田原本町）



【施設の治水効果を高めるための不断の取り組み】



田原本町では、施設の稼働状況の確認や治水効果の検証が行われています。

町の職員が水位計の数値や現場の状況確認を行った結果、内水の流入が想定よりも早くなっていたことが分かり、内水の流入口の嵩上げなどが直ちに実施されました。

3-5. 奈良県平成緊急内水対策事業の推進に向けた支援

- 令和3年12月に特定都市河川の指定されたことから、雨水貯留施設を整備する場合の国の補助率が1/3から1/2へと嵩上げされるとともに、用地費も補助対象
- 奈良県では、市町が行う奈良県平成緊急内水対策事業の推進を図るため、技術支援と財政支援を実施

技術支援

- 貯留対策等の事業を進める意向がある場合、希望する市町に対し、奈良県が効果検証などの技術支援を実施
- 土木技術者が不足するなど技術支援を希望する市町に対して、奈良県が詳細設計や工事発注、現場監督を受託
(奈良モデル(県と市町村との連携・協働)を実施)

財政支援

- 事業主体である市町に対し、総事業費から国費と交付税措置額を除いた、市町の実質負担額の2分の1を奈良県が独自に補助(奈良県と市町の実質負担額が1:1になるように財政支援を実施)
- これらにより、市町が奈良県平成緊急内水対策事業を実施する場合、市町の実質負担額は、全体事業費の20%に抑えることが可能(公共事業等債を活用した場合)
- さらに、国の補正予算を活用した場合、市町の実質負担額は全体事業費の12.5%に抑えることが可能(補正債を活用した場合)

◎国の通常予算を活用して事業を実施した場合（公共事業等債）

⇒市町の実質負担額は、20%

事業費 100						
国補助	一般財源	公共事業等債 45 (起債充当率 90%、交付税措置率 2/9)				
		A 通常分⑤	B 財源対策分④	一般財源	県補助	交付税措置 (8の1/2)
50	5	15	20	10		

市町の実質負担 20

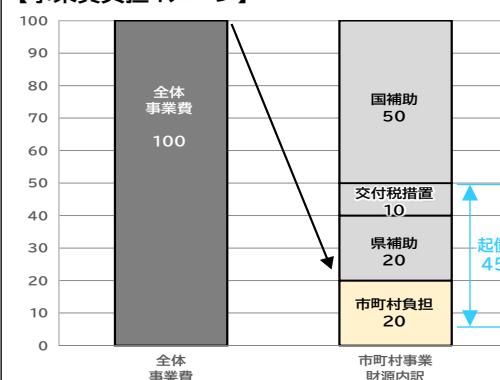
◎国の補正予算を活用して事業を実施した場合（補正債）

⇒市町の実質負担額は、12.5%

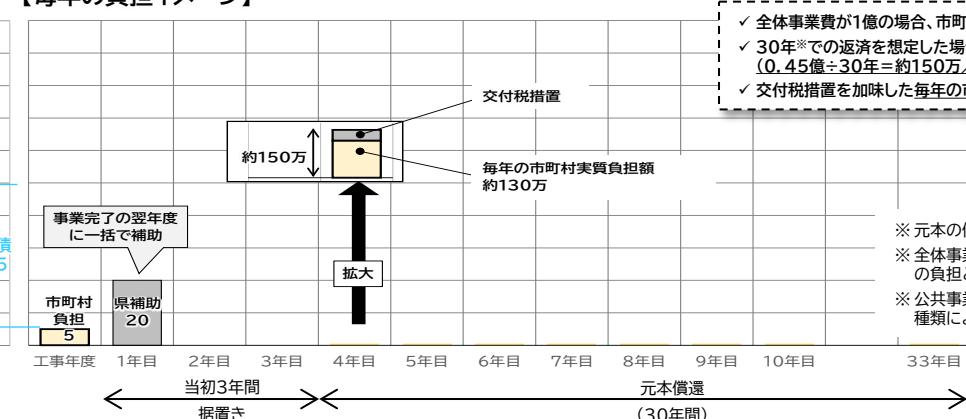
事業費 100			
国補助	補正債 50 (起債充当率 100%、交付税措置率 50%)		
	一般財源	県補助	交付税措置
50	12.5	12.5	25

市町の実質負担 12.5

【事業費負担イメージ】



【毎年の負担イメージ】



- ✓ 全体事業費が1億の場合、市町村実質負担額は0.2億円（1億×20%＝0.2億）
- ✓ 30年※での返済を想定した場合、元本償還（1億×45%＝0.45億）の年間負担額は約150万（0.45億÷30年＝約150万／年）
- ✓ 交付税措置を加味した毎年の市町村実質負担額は約130万（別途、県から2,000万円の補助）

※元本の償還イメージであり、利子は含んでいません。

※全体事業を1年間で実施した場合の返済イメージであり、実際の年度毎の負担とは異なります。

※公共事業等債を活用した場合のシミュレーションであり、活用する起債の種類により、返済期間や実質負担額は異なります。

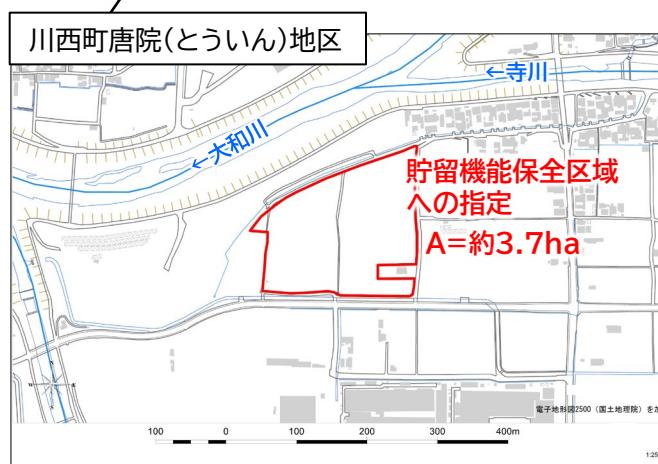
土地利用対策(区域の指定)について

令和7年1月28日
奈 良 県

4-1. 特定都市河川浸水被害対策法に基づく土地利用対策(区域指定)

	目的	候補地の考え方	規制内容・支援制度・手続		指定権者
			関係法令等		
貯留機能保全区域	『氾濫ができるだけ防ぐための対策』 河川沿いの低地や窪地等、河川の氾濫に伴い侵入した水や雨水を一時的に貯留する機能を目的に有し、浸水の拡大を抑制する効用が発揮されている一団の土地は過去より農地等として地域社会の中で保全されてきており、将来にわたってその機能を維持していくことが望ましい。こうした土地の区域が元来有している貯留機能を将来にわたって可能な限り保全するため、盛土等の行為を事前に把握するとともに、必要な助言・勧告を行うことができる制度。	低地や窪地など現に遊水機能があり、将来に向けても、その遊水機能の保全が必要と考えられる区域 ※ 都市浸水想定区域の浸水区域または内水区域等のうち、農地を選定 ※ 宅地は区域から除外	盛土等の事前届出 【規制内容】 ○届出…区域内の土地において盛土、堀の設置等を実施する場合、事前に都道府県知事等に届出が必要 ○助言…届出に対して必要な助言または勧告をすることができる 【支援内容】 ○固定資産税等の減税…貯留機能保全区域の指定を受けている土地について、市町村が条例を定めることで固定資産税及び都市計画税を減税する特例措置が適用できる。 【区域指定に係る手続】 ○土地の所有者の同意（書面が望ましい）、市町村長への意見聴取を経て知事が指定 特定都市河川浸水被害対策法 第五十三条（貯留機能保全区域の指定等） 河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い侵入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域に係る都道府県知事等は、（中略）当該土地の区域のうち都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを貯留機能保全区域として指定することができる。	固定資産税の減免 (原則指定後3年)	都道府県知事
浸水被害防止区域	『流域治水の計画・体制の強化』 流域一体的な対策を講じてもなお浸水被害が頻発する危険な地域等においては、水防法による警戒避難体制の整備のみでは高齢者等のよう配慮者の生命・身体を保護することが極めて困難であり、生命・身体の保護のための必要最低限の開発規制、建築規制を措置することができる制度。	都市浸水想定（昭和57年の大和川大水害相当）において、浸水深50cm以上（床上浸水）となる水害リスクがある区域をベースに、市町村の防災まちづくりの方向性が、都市的土地利用をせず「規制」により住民等の生命を保護しようとする区域 ※ 貯留機能保全区域と重複させない	開発規制・建築規制 【規制内容】 ○開発規制…住宅（非自己）・要配慮者施設等の盛土・切土等を伴う開発行為を対象に洪水等に対する土地の安全上必要な措置を講じているか事前許可が必要 （都市計画法における開発の原則禁止の区域（レッドゾーン）に追加。また、防災集団移転促進事業の移転対象区域に追加。） ○建築規制…住宅（自己・非自己）、要配慮者施設等の建築行為を対象に居室の床面を基準水位以上、洪水等に対して安全な構造としているか等の事前許可が必要 【支援内容】 ○水災害リスクのより低い地域への居住誘導や住まい方の工夫に係る制度 …居住者がまとまって集団で安全な地域に移転する制度が適用できる。また、既存建築物の居住者に対しても、個別住宅を対象とした移転や嵩上げ等の改修に係る財政支援を行う。 【区域指定に係る手続】 ○公告・縦覧（書面）、市町村長への意見聴取を経て知事が指定 特定都市河川浸水被害対策法 第五十四条（浸水被害防止区域の指定等） 都道府県知事は、（中略）洪水又は雨水出水が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、浸水被害防止区域として指定することができる。	移転・嵩上げ等の改修費補助	都道府県知事

- ◆ 土地所有者の同意が得られた川西町唐院(とういん)地区(約3.7ha)と田原本町西代(にしんだい)地区(約11.6ha)を、令和6年7月30日に全国で初めて「貯留機能保全区域」に指定しました。



- ・貯留機能保全区域の全国初指定に伴い、R6.7.30に知事定例記者会見において川西町長、田原本町長と合同で記者会見を行いました。
 - ・また、R6.8.7には、指定を記念して現地に設置した記念碑の除幕式および指定に同意頂いた地元代表に両町長から感謝状の授与を行いました。



R6.7.30 奈良県知事定例記者会見
(左)川西町長、(中)奈良県知事、(右)田原本町長



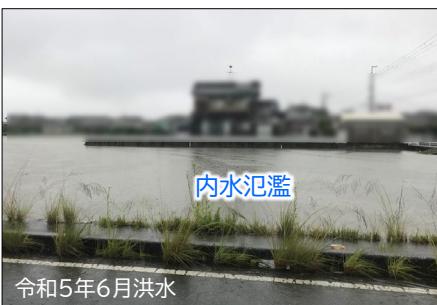
R6.8.7 除幕式 (現地とリモートでつなぎ、除幕式を実施)

川西町唐院(とういん)地区

- 川西町唐院地区では、大和川などの水位上昇により、毎年のように内水氾濫が発生
- 令和5年6月豪雨でも内水氾濫が発生し、河川沿いの低地が浸水。この豪雨では家屋浸水は免れたが、家屋周辺の低地（田畠）が開発等により盛土された場合、逃げ場を失った内水が周辺家屋等にまで拡大することが懸念
- 地域の安全を守るため、内水の遊水機能（貯留機能）を保全していくことに同意が得られた約3.7ヘクタールの田畠を貯留機能保全区域に指定



内水氾濫の状況

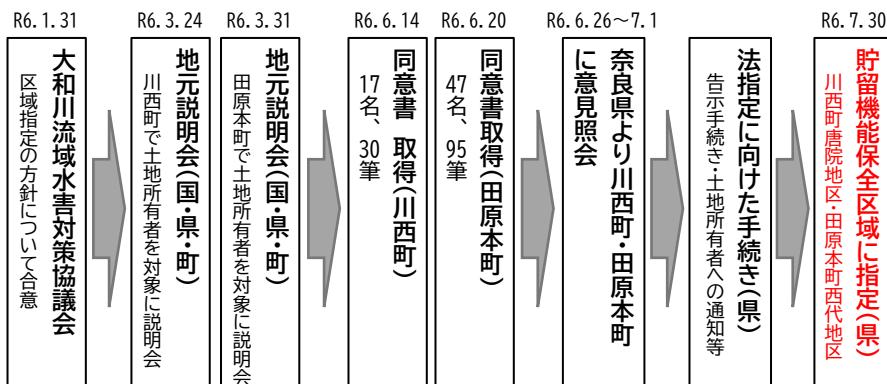


田原本町西代(にしんだい)地区

- 天理市庵治町(おうじちょう)周辺の住宅地や田原本町西代周辺の田畠では、寺川の水位により、内水氾濫が発生しやすい
- 平成29年10月豪雨では大規模な内水氾濫が発生し、天理市の庵治団地で78軒の家屋浸水被害が発生
- 地域の安全を守るため、田畠の遊水機能（貯留機能）を保全していくことに同意が得られた約11.6ヘクタールの田畠を貯留機能保全区域に指定



指定までの取組



4-3. 区域がさらに拡大 ～大和郡山市でも貯留機能保全区域を指定～

貯留機能保全区域

- ◆ 土地所有者の同意が得られた大和郡山市番条(ばんじょう)地区(約3.6ha)で、川西町・田原本町に続き、令和6年12月24日に全国3例目となる「貯留機能保全区域」を指定しました。
- ◆ これにより、大和川流域水害対策計画で貯留機能保全区域の指定の検討を先行するとしていた大和郡山市、川西町、田原本町の3市町で区域指定を行うことができました。

大和郡山市番条(ばんじょう)地区

- 大和郡山市番条地区では、佐保川の水位上昇により毎年のように内水氾濫が発生
- 令和5年6月豪雨でも内水氾濫が発生し、河川沿いの低地が浸水。この豪雨では家屋浸水は免れたが、家屋周辺の低地（田畠）が開発等により盛土された場合、逃げ場を失った内水が周辺家屋等にまで拡大することが懸念
- 地域の安全を守るため、内水の遊水機能（貯留機能）を保全していくことに同意が得られた約3.6ヘクタールの田畠を貯留機能保全区域に指定

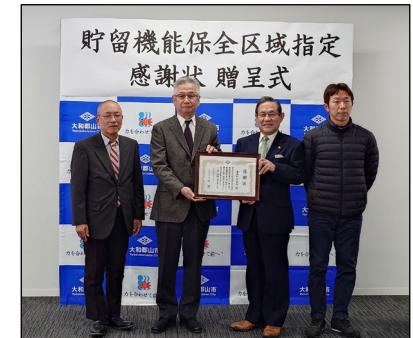


豪雨による浸水状況（平成7年7月）



佐保川の水位が上昇し、周辺の水路から河川へ排水できなくなり、内水氾濫が発生

指定までの取組



R7.1.16 感謝状贈呈式
市長（右から2番目）から
地元関係者へ感謝状を贈呈

土地所有者の方からの主な意見(大和郡山市、川西町、田原本町)

【区域指定に協力すべきという意見】

- ・指定範囲をもっと広げた方がよい。地域として守るのであれば地域全体を指定したらどうか。
- ・ここはもともと水がたまるところ。これまでどおり農業を続けることができるのであれば、貯留機能保全区域に指定されても何も変わることはない。
- ・内水が貯まるところで盛土が行われた結果、内水の上昇が早くなつたと感じる。これ以上、盛土が行われないように地域として区域指定に協力すべき。

【ハード対策を求める意見】

- ・貯留機能保全区域は水がたまる場所＝農作物は被害にあってもいいということなのか。区域を指定する前に浸水被害を軽減する施策を展開すべき。
- ・貯留機能保全区域を指定する前に、ハード対策（河川改修や堆積土砂撤去などの維持管理）をしっかり行うべきではないのか。

【区域指定に協力する土地所有者への支援拡充を求める意見】

- ・区域指定は、その土地を農地として使い続けてくれというものであり、区域指定された農地でもっと農業がしやすくなるような支援制度が必要ではないか。
- ・将来的に耕作放棄地が増えていく。耕作放棄地が資材置場などになるかもしれない。貯留機能保全区域に指定された土地が耕作放棄地にならないように営農が継続がしやすくなる環境整備や補助制度が必要ではないか。
- ・指定に対するインセンティブがあれば地元としては営農上メリットになる。水路補修や畦道の補修、取水施設の改修などの支援をしてくれるありがたい。

【その他】

- ・内水が貯まるのは上流で行われる開発が一因。下流の私たちだけが我慢しなければいけないのか。

4-4. 貯留機能保全区域の指定拡大に向けて

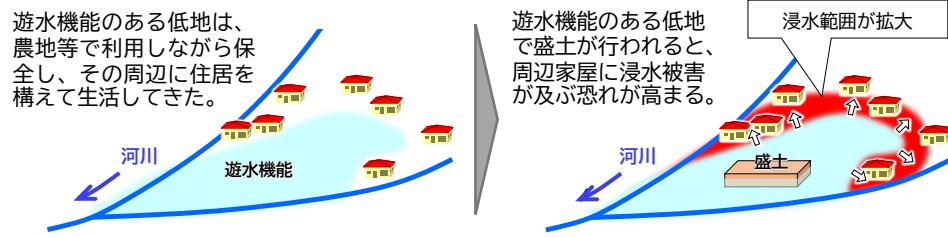
貯留機能保全区域

(1) 今後の進め方（案）

→ 区域指定を行った大和郡山市や川西町、田原本町の取組事例に基づき、対象となる候補地がある市町村において、貯留機能保全区域の指定を目指す。

【遊水機能保全の必要性（イメージ）】

貯留機能保全区域に指定されることで、盛土等による浸水範囲の拡大が抑制され、その周辺の地域を浸水被害から守ります



(2) 候補地の考え方

低地や窪地など現に遊水機能があり、将来に向けても、その遊水機能の保全が必要と考えられる区域

内水など雨水が
貯まりやすい土地 + 農地等として
保全されてきた土地 ↗ 貯留機能保全区域の候補地

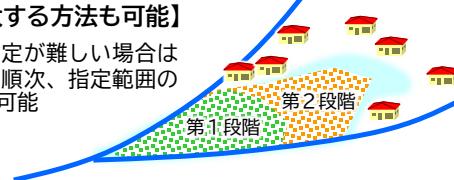
※ 農地など（宅地は除く）のうち、都市浸水想定区域の浸水区域や内水区域を候補地として選定

(3) 指定の進め方

- 県が候補地を提示し、市町村が『まちづくりの方向性』や『地元情勢』等も踏まえ、**指定する区域の選定**を行う。
- 次に、県と市町村が連携して土地所有者と調整を図ったうえで同意書（次頁参考①参照）を取得し、県が指定を行う。
- **土地所有者の同意が得られる地域から順次指定**を進め、住民の理解や意識醸成を図りながら指定範囲の拡大を目指す。

【徐々に区域を拡大する方法も可能】

一気に広範囲の指定が難しい場合は
エリアを区切って順次、指定範囲の
拡大を図ることも可能



(4) 指定後に必要となる手続き等

届出

貯留機能保全区域に指定された区域内で、**貯留機能阻害行為^{※1}**を行おうとする者は「届出」^{※2}が必要（法第55条第1項）

【届出が不要な行為】

- ① 貯留機能保全区域内の土地の維持管理のために行う行為（農林漁業を営む者が農林漁業を営むために行う土地の形質の変更）
- ② 貯留機能保全区域内の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為
- ③ 非常災害のため応急措置として行う行為

助言又は勧告

貯留機能阻害行為を行おうとする者に対して、**都道府県知事は**必要に応じて「**助言又は勧告**^{※3}」**を行うことができる**（法第55条第3項）

罰則規定

届出をしないで、又は虚偽の届出をして貯留機能阻害行為を行った者は30万円以下の罰金（法第86項第4項）

※1 盛土、堤の設置、止水壁その他の地表水の流れを妨げる物件の設置（倉庫、ビニールハウスや基礎を有する進入防止柵、太陽光発電、樹木の植樹等）

※2 行為に着手する日の30日前までに届出書及び計画図を都道府県知事に提出

※3 土地所有者は遊水機能の保全（貯留機能阻害行為を行わないこと）に同意したうえで区域指定が行われるが、盛土等の貯留機能阻害行為が禁止されるわけではない。助言・勧告に法的な拘束力はなく、自発的協力に委ねられる。

(5) 土地所有者に対する支援（固定資産税等の軽減 等）

- 貯留機能保全区域の指定を受けている土地に係る**固定資産税等について**、**指定後3年間、課税標準を市町村の条例で定める割合に軽減**[※]

※ 大和川流域の25市町村では、条例制定済みが23市町村、未制定が2市町（次頁参考②参照）

※ 固定資産税等の軽減措置は、令和7年3月までの時限措置とされており、国に対して期限延長を要望（R6.11知事から財務省に要望）

- 土地（農地）の持つ遊水機能を保全していくためには、区域指定により営農が継続しやすくなる環境整備等が重要（営農支援等）

→ 制度拡充・創設に向け、関係部局・市町村が連携して要望活動を継続

参考① 貯留機能保全区域指定にかかる同意書(案)

同 意 書 (案)

奈良県知事 山下 真 様

私が所有する以下の土地について、特定都市河川浸水被害対策法第五十三条第一項の規定による貯留機能保全区域に指定されることに同意します。

- 1 ○○市○○町○○地先○-○
2 ○○市○○町○○地先○-○のうち○○m²

令和○○年○○月○○日
氏名 ○○ ○○
住所 奈良県○○市○○町○○地先○-○

記

- 当該土地における遊水機能の保全に努めること。
- 貯留機能保全区域指定後に貯留機能阻害行為（盛土、堤の設置、止水壁その他の地表水の流れを妨げる物件の設置等）を行うときは、特定都市河川浸水被害対策法第55条第1項に基づき、奈良県知事に届出を行うこと。ただし、以下の行為を除く。
- ※ 届出が不要な行為
- ① 貯留機能保全区域内の土地の維持管理のために行う行為
(農林漁業を営む者が農林漁業を営むために行う土地の形質の変更)
 - ② 貯留機能保全区域内の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為
 - ③ 非常災害のため応急措置として行う行為
- 土地所有者は、当該土地に関し法律上保護される必要な権原を有している者に対し、同意内容について情報提供すること。
- 当該区域の土地の所有者が変更される場合であっても引き続き貯留機能保全区域としての効力を有するため、本制度の趣旨等が引き継がれるよう現所有者が新所有者に対して同意内容について情報提供を行うこと。

※同意書(案)は地域実情に応じて変更可能

【届出時に提出が必要となる図面】

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
区域の位置図	区域の位置	1/2,500以上	
区域の現況図	区域の形状	1/2,500以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと
法第55条第1項 本文に規定する 行為の計画図	当該行為を行う場所	1/2,500以上	
	当該行為により設置される 物件の形状	1/2,500以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと
	当該行為により設置される 物件の構造の詳細	1/500以上	
	当該行為を行った後の 区域の形状	1/2,500以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと

※表中で「区域」とあるのは全て貯留機能保全区域を指す

参考② 貯留機能保全区域 固定資産税等の特例措置状況

- 都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる土地を貯留機能保全区域として指定した場合、固定資産税等を市町村の条例で定める割合とすることができます（地方税法）
- 特例措置を適用するための条例制定は、大和川流域では23市町村が制定済み、2市町が未制定となっており、奈良市は今年度に条例を制定する予定

令和6年11月時点

	条例制定	負担割合	予定
奈良市	×	-	○
大和高田市	○	3/4	-
大和郡山市	○	2/3	-
天理市	○	3/4	-
橿原市	○	3/4	-
桜井市	○	3/4	-
御所市	○	3/4	-
生駒市	○	3/4	-
香芝市	○	3/4	-
葛城市	○	3/4	-
宇陀市	○	3/4	-
平群町	○	3/4	-
三郷町	○	3/4	-
斑鳩町	○	3/4	-
安堵町	○	3/4	-
川西町	○	3/4	-
三宅町	×	-	○
田原本町	○	3/4	-
高取町	○	3/4	-
明日香村	○	3/4	-
上牧町	○	3/4	-
王寺町	○	3/4	-
広陵町	○	3/4	-
河合町	○	3/4	-
大淀町	○	3/4	-
計	23/25	-	2

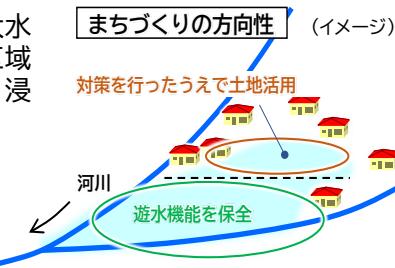
4-5. 浸水被害防止区域について

浸水被害防止区域

(1) 候補地選定の進め方

- ① 奈良県が、都市浸水想定（昭和57年の大和川大水害相当）で浸水深50cm以上（床上浸水）となる区域を抽出。さらに、**水害リスクマップを作成し、浸水範囲と浸水頻度の関係を整理し公表予定**

→ 大和川流域の県が管理する水位周知
河川の水害リスクマップを作成（令和6年度完成予定）※直轄区間では作成済み



- ② 市町村は、国や県が提供する水害リスク情報や過去の浸水実績等をもとに、市町村のまちづくりの方向性や地域の防災力など地域の実情を考慮しまちづくりの方向性を検討 ※大和川流域水害対策計画（R4.5）に基づき、川西町と田原本町で先行して検討

まちづくりの方向性	地域の防災力（住民等に対する安全対策の方法）
都市的土地区画整理事業の有無	<p>（規制） （規制以外の手法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水被害防止区域への指定 ・防災指針を含む立地適正化計画の策定 ・ハード対策の実施 ・安全な避難体制の確保（避難路、避難体制）等

- 防災指針を含む立地適正化計画の策定（田原本町R6.4.1、川西町R6.8.9）
→ 安全な避難体制の確保に向けた検討
[県] 内水氾濫を通知するシステムの導入（R7年度基本設計着手）参考①
[県] 大和川流域においてAIを活用した洪水予測の導入（R8年度以降）
[県] 河川水位情報やハザード情報の提供 参考②③
[市町村] 想定最大規模降雨（中小河川）に対応したハザードマップや要配慮者施設避難確保計画（洪水）の作成 参考④

- ③ まちづくりの方向性が、都市的土地区画整理事業をせず、「規制」により住民等の生命を保護する必要性がある区域を候補地として選定（地域が選択）

＜参考＞

浸水被害防止区域に指定された区域は、土砂災害特別警戒区域と同様に「レッドゾーン」となるが、指定にあたっての考え方は大きく異なる。（以下、「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン」を要約）

【土砂災害特別警戒区域】

土砂災害は局地的な範囲において突然かつ強い衝撃力で襲い来るものであり、避難のための時間的余裕がないため、住民等の命が脅かされるおそれのある範囲を土砂災害防止法施行令等で定められた方法で計算し、一律に指定する範囲が定まる制度

【浸水被害防止区域】

水害は比較的の避難時間を確保できるという特性を有しており、当該土地からの避難の確実性や容易性等によっては、必ずしも浸水被害防止区域に指定せずに人命を守ることも可能。このため、法令や通知等で一律に指定の基準を設けるのではなく、様々な地域の状況を十分に勘案し、地域が選択する制度

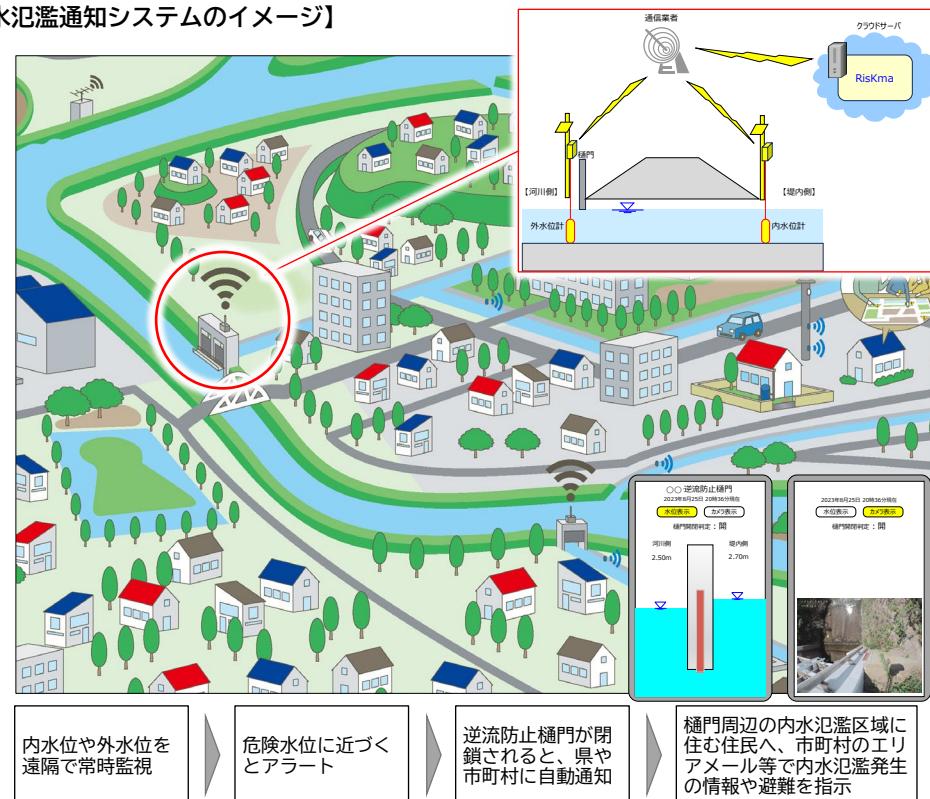
(2) 指定の進め方

- 県は候補地の妥当性を判断し、市町村と連携し地域の理解を得たうえで指定

参考① 県管理樋門における内水氾濫通知システムについて

- 本川水位が支川水位よりも高くなると、本川からの逆流を防止するため逆流防止樋門を操作する必要があるが、水位計等の設備が十分ではなく、樋門操作員が現場で河川水位を確認しながら樋門を操作。夜間や暴風時には危険を伴う作業となっている
 - 樋門が閉鎖されると内水氾濫が発生するため、流域住民を避難させる必要があるが、県管理樋門の操作状況は一元的に把握できていない
- 樋門操作員の安全の確保と内水氾濫発生時における速やかな住民避難を実現するため、内水氾濫の通知システムを導入（令和7年度基本設計）

【内水氾濫通知システムのイメージ】



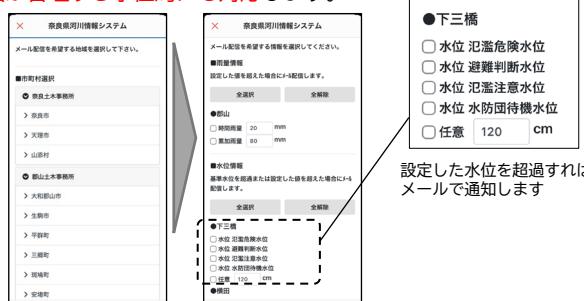
※ システムはイメージであり、仕様は今後の検討により決定します

参考② 奈良県河川情報システム(河川水位等のメール通知)

- 奈良県河川情報システムのメール配信サービスを利用すれば、警報・注意報発令時や河川水位が規定値を超過した場合等にメールでお知らせします。
- 市町村単位など細かな設定も可能です。
- 令和7年度からは国が管理する水位局にも対応します。



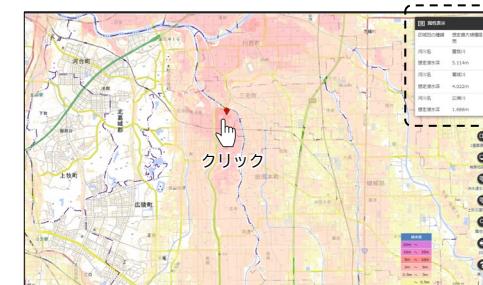
奈良県河川情報システム
メール配信サービス
(スマホ版)



設定した水位を超過すれば
メールで通知します

参考③ 奈良県災害リスク情報システムの運用を開始(R6.5~)

- 奈良県災害リスク情報システムは、土砂災害特別警戒区域等を閲覧することができた「奈良県土砂災害・防災情報システム」を改良し、想定最大規模の洪水浸水想定区域図も見られるようにしたもので、令和6年5月に運用を開始しました。
- 本システムでは、洪水浸水想定区域図をきめ細やかに確認することができます。



任意の地点をクリックすると、どの河川からの浸水リスク(浸水深)があるのかを確認できます。地図上では、最大の浸水深が着色されています。

★スマートフォンを使えば、位置情報を用いて現在地のハザード情報の確認ができます



奈良県災害リスク情報システム
(スマホ版)



土砂災害特別警戒区域等を表示
現在地を表示

参考④ 洪水浸水想定区域図(想定最大規模降雨)の対象河川拡大への対応状況

- 水害リスク情報の空白地帯を解消するため、令和3年5月に水防法が改正され、洪水浸水想定区域(想定最大規模降雨)の指定対象河川が水位周知河川から中小河川にまで拡大されました。
- 奈良県では、令和5年5月までに対象となる全309河川について洪水浸水想定区域図の告示が完了しています。
- 市町村においては、県が公表した洪水浸水想定区域図に基づき、ハザードマップや地域防災計画の見直し等が必要となっています。
- 国では、浸水想定区域図の作成を令和7年度まで、ハザードマップの作成を令和8年度までを目標としている

【ハザードマップの対応状況】

※中小河川も含めた想定最大規模降雨

大和川流域	対応状況	R5	R6	R7	R8
奈良市	済	○			
大和高田市	策定予定				○
大和郡山市	策定予定				○
天理市	策定予定			○	
橿原市	作成中		○		
桜井市	済	○			
御所市	済	○			
生駒市	策定予定				○
香芝市	済	○			
葛城市	策定予定			○	
宇陀市	作成中		○		
平群町	策定予定			○	
三郷町	済	○			
斑鳩町	作成中		○		
安堵町	済	○			
川西町	策定予定			○	
三宅町	策定予定			○	
田原本町	策定予定				○
高取町	済	○			
明日香村	策定予定				○
上牧町	済	○			
王寺町	作成中		○		
広陵町	作成中		○		
河合町	策定予定			○	
大淀町	作成中		○		
小計		8	6	6	5
累計		8	14	20	25
進捗率		32%	56%	80%	100%

令和6年12月末時点

【要配慮者利用施設における避難確保計画】

※中小河川も含めた想定最大規模降雨

大和川流域	想定最大規模降雨にに対応した地域防災計画の見直し	避難確保計画(洪水)		
		対象施設数	策定済	未策定
奈良市	○	187	180	7
大和高田市	○	12	12	0
大和郡山市	×			
天理市	×			
橿原市	×			
桜井市	×			
御所市	○	18	18	0
生駒市	○	29	20	9
香芝市	○	87	4	83
葛城市	×			
宇陀市	×			
平群町	×			
三郷町	×			
斑鳩町	×			
安堵町	○	6	6	0
川西町	○	17	1	16
三宅町	×			
田原本町	×			
高取町	○	0	0	0
明日香村	○	0	0	0
上牧町	×			
王寺町	×			
広陵町	○	30	30	0
河合町	×			
大淀町	×			

令和6年12月末時点

※ 大和川流域治水対策協議会の25市町村のみを抜粋しています。奈良県全体の対応状況については、奈良県防災ポータルに掲載しています。(https://www.pref.nara.jp/65579.htm)

雨水貯留浸透施設整備計画の認定と財政支援

令和7年1月28日
奈 良 県

5-1. 雨水貯留浸透施設整備計画の認定と民間事業者への支援

(1) 雨水貯留浸透施設整備計画の認定について

- 河川整備のみでは浸水被害の防止が困難な特定都市河川流域においては、流域のあらゆる関係者が一体となって雨水の河川への流出を抑制する効果のある雨水貯留浸透施設の整備促進により、浸水被害の防止・軽減を図る必要
- 特定都市河川法改正により、特定都市河川流域における民間事業者等による雨水貯留浸透施設の設置及び管理を促進するため、民間事業者等が行う一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を満たした雨水貯留浸透施設整備に係る計画の認定制度が創設（法第11条）
- 民間事業者等による自主的な取組を積極的に誘導・後押しし、浸水被害の防止・軽減を図る

流域のメリット	民間事業者のメリット
◎ 民間事業者による貯留対策の推進（浸水被害の軽減）	◎ 特定都市河川浸水被害対策法等に基づく支援制度（補助制度、固定資産税等の減免）
	◎ 企業立地環境の向上
	◎ 企業の社会貢献

- 民間事業者から計画の認定申請があり、認定基準に適合する場合には、法第12条に基づき、奈良県又は奈良市が計画の認定を行うこととする
 → 大和川流域における認定基準は次頁のとおりとする

(2) 民間事業者への補助（国・奈良県）

- 法第16条に基づき、認定事業者に対し国と都道府県知事は予算の範囲内において、雨水貯留浸透施設整備費用の一部を補助することができる

【補助基準の考え方】

- 特定都市河川流域内において認定された雨水貯留浸透施設の整備であること
- 概ね10年内に整備が完了する見込みであること
- 設置に要する費用のうち、総貯留量から対策工事により確保すべき貯留量を除いた貯留量分の費用について、予算の範囲内において国は1/2、奈良県は概ね1/4（県の補助は上限100万円）を補助

【補助対象となる貯留量等】



(3) 固定資産税等の減免（市町村）

- 認定事業者の費用負担を軽減するため、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の固定資産税については、地方税法の規定に基づき、課税標準について1/3を参照して、1/6から1/2の範囲内において市町村の条例により定める割合とする特例措置が講じられている。（条例制定済み：23市町村、条例未制定：2市町 ※3ヶ所参照）
- 設置後、償却期間中にわたり固定資産税が減免される。
- 固定資産税が減免される特例措置は、令和9年3月31日までの時限措置

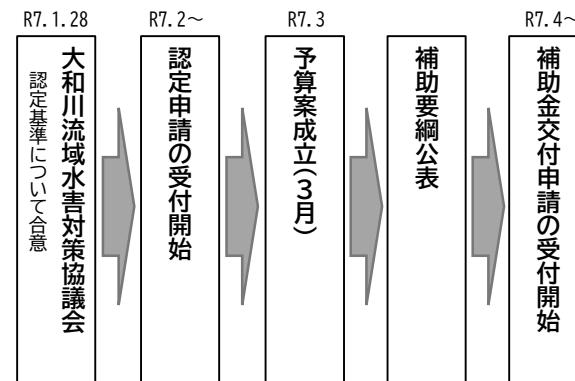
【減免対象となる貯留量】

上乗せで整備する容量 (30m³以上)
 既存調整池等 または 対策工事により確保すべき貯留量

減免の対象

- 雨水貯留浸透施設の固定資産税等の算定にあたっては、民間事業者が補助金申請のために奈良県に提出する事業費（貯留施設の整備に要した費用）を参考とする

(4) 今後のスケジュール



- 令和7年3月末までに認定した事業を令和7年度の補助対象とする。
- 令和7年8月末までに認定した事業を令和8年度の補助対象とする。
- 必要に応じて補正予算の確保に努める。

- 令和7年2月から認定申請の受付を開始し、順次審査を行う
 → 予算案の成立後、補助要綱を公表し、新年度から補助金交付申請の受付を開始する

雨水貯留浸透施設整備計画の認定や支援（補助や固定資産税の減免）は大和川流域内で整備される施設のみが対象です

5-2. 大和川流域における雨水貯留浸透施設整備計画の認定基準(案)

認定の規準	根拠法令	大和川流域における考え方
① 雨水貯留浸透施設の規模	<ul style="list-style-type: none"> 法第12条第1項第1号 雨水貯留浸透施設の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。 施行規則第8条（雨水貯留浸透施設の規模） 法第十二条第一項第一号の国土交通省令で定める規模は、総貯留量から雨水浸透阻害行為（法第三十条に規定する雨水浸透阻害行為をいう。以下同じ。）の対策工事により確保すべき貯留量を除いた貯留量（以下この条において「特定貯留量」という。）が三十立方メートルのものとする。ただし、その地方の浸水被害（法第二条第三項に規定する浸水被害をいう。以下この条及び第十一条において同じ。）の発生の状況又は自然的、社会的条件の特殊性を勘案し、当該特定都河川流域における浸水被害の発生の防止を図るために必要があると認める場合においては、都道府県知事等は、規則で、区域を限り、〇・一立方メートル以上三十立方メートル未満の範囲内で、その規模に係る特定貯留量を別に定めることができる。 	<p>【特定貯留量】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定貯留量は<u>30m³以上</u>とする
② 雨水貯留浸透施設の構造及び設備	<ul style="list-style-type: none"> 法第12条第1項第2号 雨水貯留浸透施設の構造及び設備が国土交通省令で定める基準に適合すること。 施行規則第9条（雨水貯留浸透施設の構造及び設備の基準） 法第十二条第一項第二号の国土交通省令で定める構造及び設備の基準は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> 一 堅固で耐久力を有する構造であること。 二 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するために必要な排水設備その他の設備を備えたものであること。 	<p>【構造】</p> <ul style="list-style-type: none"> コンクリート等の堅固で耐久力を有する構造のものであること ※素掘りの調整池は認定しない。 <p>【設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法第30条に規定する雨水浸透阻害行為の対策工事によるものではない場合、許容放流量は大和川流域調整池技術基準又は大和川流域防災調整池等技術基準に基づくものであること 地下式の場合は点検口を設け、立入による点検や維持管理ができる構造であること。立入が困難な地下施設の場合は、2箇所以上の点検口を設けるなど、点検や維持管理が可能な構造であること 原則として、排水は自然流下方式であること ※排水方式がポンプ式の場合や排水に人為的な操作が必要な場合は認定しない
③ 資金計画	<ul style="list-style-type: none"> 法第12条第1項第3号 資金計画が当該雨水貯留浸透施設の設置を確実に遂行するため適切なものであること。 	<p>【資金計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 雨水貯留浸透施設の全体工事費および特定貯留量にかかる工事費を提出すること 特定貯留量にかかる工事費については、積み上げ積算を行い、算出根拠について確認ができるようにすること ※ 補助金申請の際に民間事業者が奈良県に提出する雨水貯留浸透施設の全体工事費および特定貯留量にかかる工事費の実績額は市町村の税担当部局と共有され、固定資産税算出の参考資料になります。
④ 雨水貯留浸透施設の管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> 法第12条第1項第4号 雨水貯留浸透施設の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合すること。 施行規則第10条（雨水貯留浸透施設の管理の方法の基準） 法第十二条第一項第四号の国土交通省令で定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> 一 雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するための点検が、適切な頻度で、目視その他適切な方法により行われるものであること。 二 前号の点検により雨水貯留浸透施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることが明らかとなった場合に、補修その他必要な措置が講じられるものであること。 三 雨水貯留浸透施設の修繕が計画的に行われるものであること。 	<p>【管理の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災調整池等の維持に関する技術基準に基づき維持管理を行うこと
⑤ 雨水貯留浸透施設の管理の期間	<ul style="list-style-type: none"> 法第12条第1項第5号 雨水貯留浸透施設の管理の期間が国土交通省令で定める期間以上であること。 施行規則第11条（雨水貯留浸透施設の管理の期間） 法第十二条第一項第五号の国土交通省令で定める期間は、十年とする。ただし、その地方の浸水被害の発生の状況又は自然的、社会的条件の特殊性を勘案し、当該特定都市河川流域における浸水被害の発生の防止を図るために必要があると認める場合においては、都道府県知事等は、十年を超えて五十年以下の範囲内で、その期間を別に定めることができる。 	<p>【管理の期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の管理の期間に係る認定の基準は、<u>10年以上</u>とする

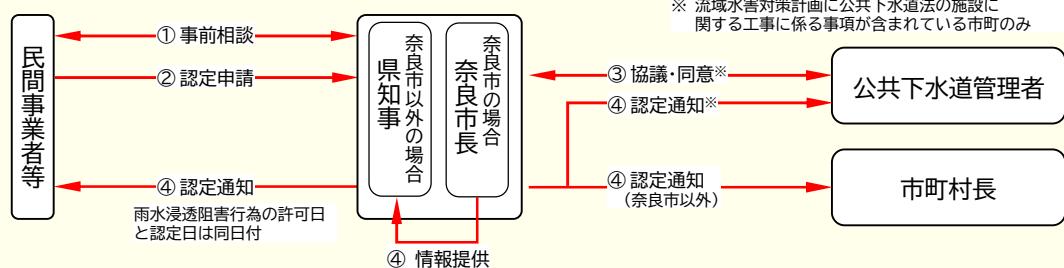
※本基準は法第12条に基づく認定の基準であり、法第30条に基づく雨水浸透阻害行為の許可基準に関しては従来の考え方には変更はありません。

5-3. 雨水貯留浸透施設整備計画の認定等の流れ (大和川流域のみ)

(1) 計画の認定 (奈良県・奈良市)

- 特定都市河川流域において雨水貯留浸透施設の設置及び管理をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、雨水貯留浸透施設の規模等を記載した雨水貯留浸透施設整備計画を作成し、その認定を申請することができる。(法第11条)
- 認定の申請があった場合において、当該申請に係る雨水貯留浸透施設整備計画が認定基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。(法第12条)

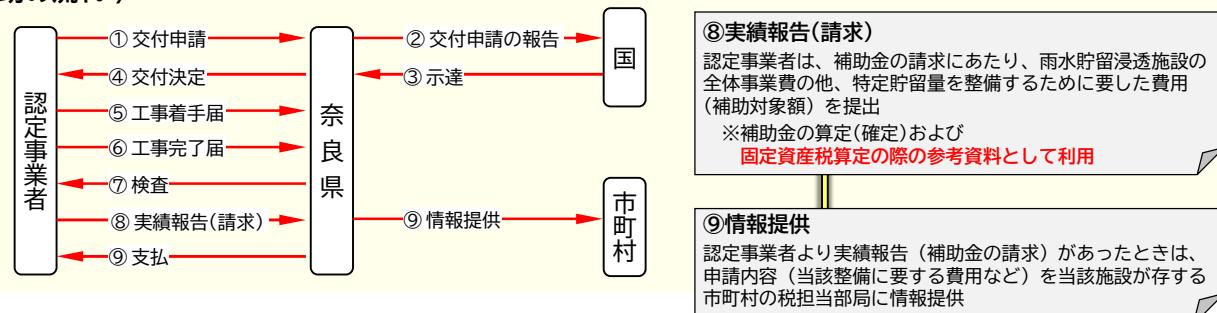
〈認定の流れ〉



(2) 民間事業者への補助 (国・奈良県)

- 認定事業者に対し国と都道府県は予算の範囲内において、雨水貯留浸透施設整備費用の一部（認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用のうち、総貯留量から対策工事により確保すべき貯留量を除いた貯留量分の経費）を補助することができる。(法第16条)

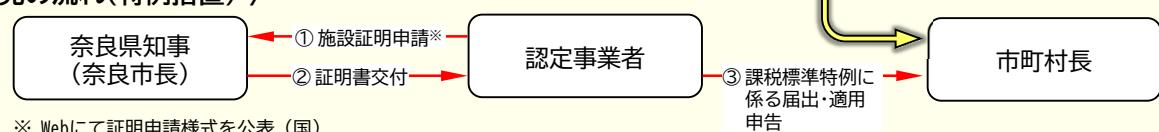
〈補助の流れ〉



(3) 固定資産税等の減免 (市町村)

- 認定計画に係る雨水貯留浸透施設の固定資産税については、地方税法の規定に基づき、課税標準について1/3を参考して、1/6から1/2の範囲内において市町村の条例により定める割合とする。(償却期間中にわたり減免 (特例措置期間内に適用を認められた施設))

〈減免の流れ(特例措置)〉



〈参考〉

認定を受けた雨水貯留浸透施設の固定資産税等を減免するための条例制定状況

- 25市町村のうち、条例制定済みは23市町村、未制定は2市町村。

	条例制定	負担割合	予定
奈良市	○	1/3	—
大和高田市	○	1/3	—
大和郡山市	○	1/6	—
天理市	○	1/3	—
橿原市	○	1/3	—
桜井市	○	1/3	—
御所市	○	1/3	—
生駒市	○	1/3	—
香芝市	○	1/3	—
葛城市	○	1/3	—
宇陀市	×	—	×
平群町	○	1/3	—
三郷町	○	1/3	—
斑鳩町	○	1/3	—
安堵町	○	1/3	—
川西町	○	1/3	—
三宅町	×	—	○
田原本町	○	1/3	—
高取町	○	1/3	—
明日香村	○	1/3	—
上牧町	○	1/3	—
王寺町	○	1/3	—
広陵町	○	1/3	—
河合町	○	1/3	—
大淀町	○	1/3	—
計	23/25	—	1